

令和7年6月10日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員12名)

1番	小林	克嘉
2番	梢	正美
3番	表谷	茂浩
4番	中谷	松助
5番	福田	晃悦
6番	南	正紀
7番	寺井	強
8番	堂下	健一
9番	越後	敏明
10番	富澤	軒康
11番	櫻井	俊一
12番	林	一夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長	稻岡	健太郎
教育長	間嶋	正剛
参与	山下	光雄
町参事兼総務課長	村井	直
富来支所長	町居	義人
企画財政課長	花島	博之
デジタル情報課	三野	善明
税務課長	瀧川	哲也
住民課長	横田	義浩
子育て支援課長	畠中	豊一
健康福祉課長	木村	英敏
環境安全課長	上滝	達哉
商工観光課長	大家	英明
農林水産課長	細川	直樹

まち整備課長	前 田 稔
上下水道課	徳 田 敦 史
富来病院事務長	笠 原 雅 徳
会計管理者(会計課長)	東 山 和 憲
学校教育課長	大 島 信 雄
生涯学習課長	加 茂 野 敏

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	池 端 久 幸
議会事務局参事	山 田 美由紀
議会事務局次長	坂 上 大 輔

(議事日程)

日 程 第 1 町長提出 報告第3号ないし第5号、承認第1号ないし第13号及び  
議案第34号ないし第38号並びに町政一般（質疑、質問）

日 程 第 2 町長提出 承認第1号ないし第13号、議案第34号ないし第38号及び  
請願第3号（委員会付託）

---

( 開 議 )

**福田晃悦議長** ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 町長提出 報告第3号ないし第5号、承認第1号ないし第13号及び議案第34号  
ないし第38号並びに町政一般（質疑、質問）

**福田晃悦議長** 次に、町長から提出のありました報告第3号ないし第5号、承認第1号  
ないし第13号及び議案第34号ないし第38号に対する質疑並びに町政一般に対する  
質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。

会議規則第56条第1項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね40分以内とします。

それでは、発言を許します。

**福田晃悦議長** 1番目、6番 南正紀君。

**南正紀議員** 議長。

おはようございます。6番 南正紀です。

本定例会におきましては、先の通告のとおり、3点について質問をさせていただきます。

最初の質問は、移住・定住促進のあり方についてであります。

先の能登半島の大震災以来、人口の流出が著しいという状況が度々なされております。石川県が2月に公表した人口推計によりますと、能登半島地震で大きな被害を受けた6市町の1月1日時点での人口推計は、合計で、11万2,534人で、震災発生から1年間で5.9パーセント減少したということであります。

減少した人数は7,116人で、2024年から元旦までの1年間での3,416人と比べ2倍のペースで減少していたということであり、地震以前から人口減少が続いている能登半島での人口減少、いよいよ拍車がかかった現状が浮かんでおります。

が、実は、携帯電話の位置情報の分析による調査の人口推計ですと、1月時点での人口減少率は、輪島市で30パーセントほど、珠洲市で37パーセントほどの減少となっておりまして、石川県の人口推計よりもはるかに上回っているのが実情であります。

もちろん、他の市町で移住したのではなく、一時的に避難して戻ってこられる方もいらっしゃるので、これが全て減少したということではないでしょうが、非常に大きな減少が見て取れるということであります。

これまで石川県、特に能登半島もそうですが、自然災害が少なくて、例えば南海トラフ大地震などでのリスク回避の好適地とされていたことは、皆様ご存じのとおりだと思いますし、事実志賀町もこうした好適地とされておりましたし、安価な電力もありますので、企業誘致にも大いに力を発揮してきたところではありますが、今回の地震や、先の豪雨災害などによりまして、能登半島でも移住定住の促進というのが非常にハードルが高くなつたのではないかというふうに感じております。

そのような中、ちょっと記事で読んだことなんですが、これまでの移住定住の定番のフレーズと言うと、「子どもを産み育てやすい」という、こういうフレー

ズがよく使われていたかと思うのですが、これに違和感を覚える人が増えつつあるというような記事を拝読しました。

要は、子どもを産むことで恩恵が受けられるという、その移住策っていうんですかね、そういうふうに取られているそうです。この時点においてはもう、女性と出産をセットで考えるっていう考え方自体が時代に促していないのかなというふうにも感じております。

ただ、もちろん人口減少に歯止めをかけるためにターゲットを若年層に絞るということは、当然自然なことなんではありますが、ここへきて、視点を変えても移住定住を促進するべきなのではないかなというふうにも感じております。

老後を豊かな環境で過ごしたいですか、趣味を楽しみたいとか、能登半島の人情味にあふれる人々と暮らしたいとか、スローライフを楽しみたいなど移住定住に関する価値観というのはさまざまあると思います。子どもを育てるためだけに移住するということでは決してないわけでして、そうした人達、あらゆる価値観を持つ人達に移住定住を促進するということであれば、町本来の魅力を高めるべきなのではないかと思います。

助成や補助、お金を出す、そういうことから町自体の魅力が上げていくということについて、真剣に考える時期にきてるのではないかというふうに思います。

今回の震災を機会として町執行部、町長は、志賀町を変えるんだということをスローガンに掲げてますが、どういった魅力のある町に変えていくのか、その辺の計画について、町長のお考えをお聞かせ下さい。

**福田晃悦議長** 稲岡町長。

**稻岡健太郎町長** 議長。

南議員の「移住・定住促進のあり方について」のご質問にお答えいたします。

ご質問にありました「子どもを産み・育てやすい」というフレーズについては、これまで、町創生総合戦略や移住定住パンフレット、議会答弁などで使用してきたところであります。

本町では、少子高齢化や人口減少が進行する中、移住定住を促進し、人口減少を抑制するための対策として、幅広い世代の方に本町の魅力を感じていただけるよう、出産から子育て、福祉や介護、教育やスポーツなど、さまざまな施策の充

実に取り組んできました。

特に、過去に行った住民アンケートで多くの意見が寄せられていた「若い世代の移住定住促進」の施策においては、みらいとうぶの住宅地整備、統合志賀小学校の建設、小中学校のＩＣＴ環境の整備とともに、みらいとうぶ奨励金や移住定住促進住まいづくり奨励金、不妊治療費助成や出産おめでとう祝金給付、保育料や学校給食費の無償化の実施など、教育環境と子育て支援施策の充実を強力に推進してきたところであります。

こうした施策の実施にあたって表現してきたフレーズであり、「女性が子どもを産むと恩恵が受けられる」といったことを意図したものではありません。

若い世代の移住定住を促進していくうえで、子育て・教育環境、支援施策が充実していく、能登中核工業団地をはじめとする働く場があつて、そこに快適で良質な住環境があることを、本町の優位性、セールスポイントとして情報発信してきたものであります。

また、議員ご指摘のように、移住定住を促進していくうえで、町本来の魅力を高める必要があることについては、十分に認識しているところであります。

町としては、震災からの一日も早い復旧復興を進め、新しい町を創造する各種施策を着実に実施していく中で、多様性の時代に的確に対応しながら、恵まれた自然環境やスローライフに適した住環境、働きやすさ、地域とのつながりなど、本町の特性を広く発信し、あらゆる世代、さまざまな価値観を持った皆さんのそれぞれのライフステージに見合った移住先として選ばれるよう、魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上、南議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 南正紀君。

**南正紀議員** 議長。

ただいまの答弁の中に、女性が子どもを産むことによって恩恵が受けられると言ったことを意図したものではないというのがありました。当然、私もそんなことを意図して、このフレーズを使っているとは思わないのですが、そうとる人がいるということなので、それに対して、何か別のキャッチフレーズがあつてもいいんじゃないの、というような意味で言っているので、決して町側がそういったことを意図してやっていたということを表現しているわけではありません。取る

人によっては不快に取る場合もあるという、そういう事例を紹介しただけですの  
で、何かピンとくるような町長の、こういった表現を使うと、というもの、何か  
一つありますか。

**福田晃悦議長** 稲岡町長。

**稻岡健太郎町長** はい。

南議員の再質問にお答えいたします。

もちろん、議員がそのようなことをおっしゃっているのではないのかなとは  
思っていますが、さまざまな価値観、多様性の時代の中で、こういったご意見が  
あることも重々承知しているということもご理解いただきたいなと思います。

今ほどのご質問の、別のキャッチコピーがないかということですが、今言われ  
てすぐに思いつかないのですが、これからじっくりと考えて、よりキャッチャーで、  
皆さんに親しみやすい、そしてもちろん子育て世代以外の方々にも受け入れられ  
るような、そんないい言葉ができたらなと思いますので、またじっくりと考えた  
いと思いますし、引き続き御意見を賜りたいと思います。よろしくお願ひいたし  
ます。

**福田晃悦議長** 南正紀君。

**南正紀議員** はい。

もちろん、即答いただけるような質問ではないことは承知しておりますので、  
魅力的なそういったキャッチコピー、ぜひともお考えいただければ、というふう  
に思います。

続いての質問は、民生児童委員の皆様方に対する処遇についてであります。

私、先般、民生児童委員協議会の総会と懇親会に参加をさせていただきました、  
もう何回目になるんですかね、さまざまな委員の皆様から意見、考え方をいた  
きました。

総じて委員の皆様、本当に一生懸命、仕事に取り組まれていて、この奉仕の精  
神に対しては、できる限りの支援がしたいなということを、改めて痛感したと  
ころであります。

令和5年現在の、全国での民生児童委員の充足率は、定員を15,000人ほど下回  
る95パーセント程度だったという調査があります。なり手の不足が深刻化してい  
る現状かなというふうに思います。本町におきましても、先の改選期に人員の確

保に苦労したことは、記憶に新しいことではないでしょうか。

充足率が低下すると、1人当たりの委員にかかる負担も大変大きくなりますので、この対策については、急務なものだというふうに思います。

今ほどの質問で、魅力のある町づくりについてもお聞きしたんですが、それを作り出す最大の要素の1つが、そこに住む人が心豊かであることだと私は考えています。

いくら素晴らしいインフラが整備されていても、素晴らしい将来計画があっても、そこに住まいをする人々の心が豊かでなければ、決して魅力的な町はできないというふうに私は考えています。そして、それらを作る努力をされているのが、民生児童委員の皆様だというふうにも感じております。

これまで私は、一般質問におきまして、民生児童委員の皆様に対する処遇ですか、いろいろ質問をさせていただきました。それに対しまして、年間予算の大幅の増額ですか、委員の皆様方の活動を特集記事で、広報で、広める、そういうようなことを度々していただいておりまして、非常に感謝をしているところであります。

しかしながら、そこに至ってもまだ抜本的な解決には至っていないのではないかでしょうか。現状、委員が円滑な活動をするために必要と考えていることについては、活動時間や活動件数を軽減させること、あるいは社協のバックアップ機能の強化、行政のバックアップ機能の強化など、ご自身の負担軽減がほとんどであります、委員の皆様方の苦労が伺い知れるところであります。

また、全国民生児童委員連合会の調査によりますと、民生委員自体の認知度は約7割あるのに対して、その活動内容が詳細に知られているということについては1割に満たないという調査結果もあります。こうしたことを解消していくことが、なり手不足の解消にもつながるのではないかと思います。今年11月30日に、委員の方々の任期が満了となります。この一斉改選に向けて、なり手の確保に行政として何かしらの支援ができるのかどうか、現状の対策についてお聞かせを下さい。

**福田晃悦議長** 木村健康福祉課長。

**木村英敏健康福祉長** はい、議長。

南議員の「民生児童委員の処遇について」のご質問にお答えいたします。

民生委員・児童委員は、高齢者や障がいのある人など、支援が必要な人の見守りをはじめ、生活や子育てなどの相談に乗り、必要に応じて福祉サービスを受けられるよう関係機関へつなぐ、地域において重要な役割を担っていただいているります。

こうした中、本年は3年に一度の一斉改選の年であり、現在、各区長に推薦を依頼しているところでありますが、前回の改選時には、推薦が遅れたり、選出できないとの報告で、確保に苦慮しました。

現在、本町の民生委員・児童委員は、あわせて88人の定数に対し1人欠員となっている状況ですが、民生委員のなり手不足は本町のみならず、全国的な課題となっています。

また、本町では能登半島地震の影響をはじめ、少子高齢化や地域課題が多様化し、民生委員・児童委員の負担が増大していることも、なり手不足に拍車がかかる要因のひとつであります。

この問題を解決するには、区長会役員、民生児童委員協議会役員、町の三者など、関係者で話し合い、民生委員・児童委員が孤立することなく活動を継続できるように地域との連携を行うことが重要であると認識しております。

町としては、令和5年度から、交通費や通信費などの活動費に対する補助を増額するなど、費用面において処遇改善を図っておりますが、なり手不足の解消には、さまざまな対策を講じる必要があります。

第一に広報活動の強化です。民生委員・児童委員の仕事は「大変だ」というイメージが独り歩きしがちですが、それに対してケーブルテレビや町広報はもちろんのこと、区などの地域を通して、民生委員・児童委員の業務を過度の負担に感じることのないよう、業務内容を正しく理解してもらうことや、一人暮らし老人等の安否確認業務を担う老人福祉員をはじめとする、他の役職の方との役割分担を明確にし、負担軽減を進めます。

次に若年層や中高年層に限らず、会社に就業しながらでも委員を務めることが可能であるとの理解も広め、多様な形態での活動を、多くの方に関心をもってもらえることが重要です。

さらには、委員となられた方が継続して委員を続けられるよう、年齢要件の彈力的運用があることや、役割と意義についての説明も町や民生児童委員協議会が

丁寧に行い、支援体制を充実していきます。

少子高齢化が進み、生活スタイルや価値観などが多様化していますが、地域での支えあい、連携を地道に呼びかけながら、委員が活動しやすい環境づくりを進め、欠かすことができない存在である、民生委員・児童委員の一層の確保に努めています。

以上、南議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 南正紀君。

**南正紀議員** 議長。

1点だけ再質問です。

ちょっと私、十分に内容を承知していないので質問させていただくのですが、委員の方々に対する感謝の気持ちを伝えるということが非常に大事なことだというふうに思っております。行政として、委員の皆様の活動に感謝するという意味も含めて、例えば表彰制度とか、そういったものってありました。なければ作ればどうかというような気もするんですが、そちらの方を教えていただけますか。

**福田晃悦議長** 木村健康福祉課長。

**木村英敏健康福祉長** はい、議長。

南議員の再質問にお答えいたします。

民生委員独自としての、表彰規定というものは、特に設けられていなかったかなとは思うんですが、町としましての功労者表彰ですとか、そういった別な枠の表彰もございますので、その辺りの表彰ですとか、今後は民生委員独自の表彰ができるかどうかは、まだ明確にはお答えできませんけれども、そちらの方はまた相談していきながら、対応も含めて、また考えていきたいと思います。

以上、南議員の再質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 南正紀君。

**南正紀議員** 議長。

町のさまざまな表彰制度の中で表彰することについては、たいへん対象になりにくい場合もあるかと思うので、ぜひとも、表彰制度が難しければ感謝状の贈呈ですとか、民生委員の方々に対する感謝の気持ちを十分に伝えるような、そういった策を考えいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後の質問は、公の施設の在り方についてであります。

先の大震災以来、地域のコミュニティが非常に住民の方から重要視されていることをちょっとお聞きをしております。そうしたなかですが、公の施設の見直し等によりまして、地域のコミュニティ施設が若干減少しつつあるのかなというような感じも受けております。

志賀地域におきましては、小学校が統廃合されたことで廃校となった小学校区における、そういった小学校を拠点としていた授業・行事の縮小や中止といったケースが非常に多く見られております。

また今回の地震によりまして被害を受けました熊野公民館もこれが廃止をされ、その機能が熊野交流センターに移設されるというふうに聞いております。しかしながら機能を移設するというのは、看板を掲げるところを変えるだけというイメージがありまして、熊野公民館で住民の皆様に非常に重宝されていた畳の間ですか、使い勝手の良い台所施設を移設するということではないので、拠点を移転するのと設備整備、設備やそういったものを移設するのと全く話が違うわけで、住民の方に聞くと、やっぱりそういったものは欲しいんだという話を聞きますし、ちょっと住民の皆様のニーズが置き去りにされているのではないかなどというふうな感覚を受けました。

また先般からいろいろ説明がありました、各地区に整備されているオフグリッドタイプの避難施設には、こうした住民の皆様が望む施設としての機能がもたされるのかどうかを教えていただきたいと思います。

また今回の公民館施設は、機能を移転されるというこの熊野交流センターですが、これ、地震の際には非常に多くの人々が避難してきた場所でもありますけれども、この地区は非常に携帯の電波が弱くて、ちょっとした会合で、そこを先般利用したことがあるのですが、携帯電波は通じませんでした。館内は通じません。屋外は非常に電波が弱いですが、繋がります。ですが館内に入ると圏外になってしまいます。住民の方に聞いたら、「ここは電話できないんですよ」ということなんですね。こうした通信の孤島みたいなところで避難していた皆様に対しては大変申し訳ない思いでいっぱいですが、こうしたところの通信環境の向上ということについては、働きかけをされているのかどうかをお聞かせ下さい。

また災害の際には公の施設、公共施設に避難する人が多いのは通常であります。先の大震災におきましても、津波が来るということで、どこに避難しようかと考

えた住民の皆様の一部が、旧中甘田保育園が津波避難施設だということを思い出して、そこへ避難したそうであります。ところが、避難して初めてそこが民間に移設されていたということに気付いたということです。

今月、初旬の時点においても、本町の津波災害ハザードマップには中甘田保育園が津波避難施設として明記をされています。あれだけの大きな震災があつてから1年6か月ほど経過していますが、情報の発信ですとか、メンテナンスが大変不足しているのではないかという不安を抱きました。

また東日本大震災の際に、速やかに整備された津波避難ビルですか、これ、取り掛かりが、初動、非常に早くて大変敬服したんですが、その後については、皆さんちょっと関心は、私も含めですが、薄れてしまっていたことがないかと思いますが、これ、1月1日の震災のときには、避難ビルとして機能していたかどうか、それについても合わせてお聞かせを下さい。

**福田晃悦議長** 上滝環境安全課長。

**上滝達哉環境安全課長** はい、議長。

南議員の「公の施設の在り方について」のご質問にお答えいたします。

まず、公の施設の見直し等については、震災前から集中改革プラン等で施設の管理方法や統廃合について議論してきたところであります、今般の能登半島地震を踏まえまして、損傷が激しい施設で土砂災害などのハザードにかかる施設については閉鎖し、同地区内において町が管理する類似した施設が複数箇所あった場合、一か所に統合するものであります。

熊野公民館や熊野交流センターについてですが、熊野公民館は、地震による損傷が激しい上に土砂災害警戒区域内にあることから、公民館機能を熊野交流センターに移行するもので、地元からの要望について、現在、ご理解とご協力をお願いしているところであります。

ご質問の志賀地域、富来地域にそれぞれ1か所整備を予定しているオフグリッドタイプの複合拠点施設ですが、復興計画のリーディングプロジェクトに掲げてあるように平常時は町民の生涯学習の場など、コミュニティ機能を持たせた施設として利用し、災害時には備蓄物資を充実させた避難施設として機能させることしております。

また、各地区における指定避難所につきましても、地元からさまざまな要望を

聞いておりますが、地域防災計画の見直しの中で、備蓄物資を充実させながら、避難所環境の改善を図っていきたいと考えております。

このような中で、熊野交流センターの通信環境についてですが、当該施設は山間部であり、携帯電話の電波が悪いということについてはこちらとしても把握していました。

今後は、熊野交流センターと同様に山間部等で電波状況が悪い施設がありましたら、通信事業者に対し基地の増設など、電波状況の改善を要望していくとともに、通信環境はもとより、水道や電気などのインフラの状況、備蓄物資の状況などを総合的に検証しまして、各地区における指定避難所の見直しを進めていきたいと考えております。

また、町では、従来から広報やホームページ等で、指定避難所等について周知を図ってきたところでございますが、議員ご指摘のとおり旧中甘田保育園については、管理者が民間事業者に移行したことに伴う避難所の変更など、即時に住民への周知の徹底ができていなかったことも事実であります。

次に、「避難ビル」についてですが、本町ではJA、石川サンケン及び北陸電力の民間事業者3団体、7棟を対象に「津波時における（一時）避難ビルとしての使用に関する協定書」を締結しており、発災当時、北陸電力が管理する高浜寮、新高浜寮、原子力本部の3棟において約60名の方が避難されたと聞いております。

その他の協定先の状況につきましては、JA志賀旧富来支店は、既に閉鎖しており、JA志賀本店についても避難が可能か詳細を調査中とのことであります。

また、石川サンケン志賀工場A棟及びB棟につきましては、恒久的な使用が困難と診断されておりまして、報道にありましたように2026年4月の閉鎖を予定していることから、今後は協定の見直しが必要であると考えております。

今後とも、新たな避難建物の掘り起こしを行うとともに、協定先の事業者等と協議の上、引き続き利用可能な建物については、現在、見直し中の地域防災計画へ登載するほか、見直し後の指定避難所等の場所、避難経路など詳細な情報を広報やSNS等を通じ、住民への周知の徹底を図っていきたいと考えております。

以上、南議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 南正紀君。

**南正紀議員** 議長。

答弁の中にありました、新たな避難ビルの発掘についてですが、やっぱり津波から逃げるのって時間との勝負ですから、数がたくさんあるに越したことはないわけで、いろいろと閉鎖されたり、使用が不可能になったこということは承知していますが、ぜひとも早急に新たな施設の発掘をお願いいたしたいと思います。

あと、携帯電話の電波の件ですが、基地局を作るというのは中々大変なことですけれども、電波法の関係で、勝手に自治体がくっつけるわけにはいかないですけれども、携帯電話の増幅器というものもありますので、これ比較的安価に設置できると思うので、こういったものの設置を事業者に働きかけければ、即効性のある対策となると思いますので、その辺を検討いただけないですか。答弁をお願いします。

**福田晃悦議長** 上滝環境安全課長。

**上滝達哉環境安全課長** はい、議長。

南議員の再質問にお答えいたします。

先程、議員がご指摘のとおりですね、物資とか、そういった中においてですね、携帯電話の通信関係の向上を図るようなものもありまして、事業者への働きかけ、そういったことも含めて、こちらとしても考えているところでございます。

それから、Wi-Fi環境の充実ということもありまして、そういったことも後出しになりますけれども、今回の震災対応の中で図ってきたところでありますので、こういったことも含めて、総合的に判断しながらですね、今後は通信環境だけではなくてインフラ状況であるとか、そういったことも含めまして避難所環境の改善を図っていきたいというふうに考えております。

以上、南議員の再質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 南正紀君。

**南正紀議員** 議長。

現在の社会におきましては、通信とか情報っていうのは、絶対に必要不可欠なもので、最重要といつても過言ではありませんよね。こうしたものの整備を早急にしていただくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

**福田晃悦議長** 1番 小林克嘉君。

**小林克嘉議員** はい、議長。

1番 小林克嘉です。それでは一般質問のほう、させていただきます。

今志賀町では予約制乗り合い交通の「しかばす いーじー」が運行され利便性が改善され、PayPayによるキャッシュバック事業では飲食店や商店には人が賑わい、中には列が出来る店舗もあるほど反響が大きく、素晴らしい結果を出していると思います。また店主のみなさまからも喜びの声なども聞いております。

こうした復興に向かう中、今もなお復旧や改善を求む声は絶えない状態です。こうした状況が被災の大きさを物語っており、その対応に追われる職員の皆様には敬意を表すると共に、その住民の声をお伝えする事にご理解いただければと思います。

それではまず初めに、期限の見直しについてご質問いたします。

志賀町では解体が6割以上、現在進行していると聞きます。ですが未だに3割が未完了という事を考えると、完了までまだ先の話になると思っております。

そうした中、医療費や介護サービスなどの利用料の免除や、公費解体の申請が間もなく終わろうとしております。そこでこの期限についてのご質問です。

解体について今も迷われている方がいらっしゃいます。それは物価高騰により新規の建築の際に坪単価が震災当初と比べ価格が上がっておりまして、建て直しても直せない方、そして修復の補助が出るのならば解体ではなく修復と思い、県や国の動向をうかがっている方など、まだいらっしゃいます。

このようなケース以外にも、現在も危険な建物が残っております。通行の妨げになっている物件がまだ存在し、区からも所有者に対し解体をお願いしているのですが、反応が遅く、対応に時間を要しています。このまま放置されると、朽ち果てて環境、安全、防犯、そして動物対策、景観などのいろんな観点からも大きな問題になってしまいます。

そこで、この公費解体の6月までの期間について、延長を検討できないでしょうか。また町以外の補助や助成に対し、町として独自に対応するのか、それとも県にどのように求めていくのかもお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

**福田晃悦議長** 上滝環境安全課長。

**上滝達哉環境安全課長** はい、議長。

小林議員の「期限の見直しについて」のご質問にお答えいたします。

公費解体の状況については、5月30日現在で申請棟数が4,547棟、完了棟数は、

公費解体、自費解体、緊急解体を合わせ、3,169棟、解体率は69.7パーセントで、順調に進捗しております、工場などの大型物件や所有者不明の建物などを除きましたら、県の実行計画で目標としている本年10月末には、概ね完了できるものと考えております。

このような中で最近では、解体するか修理するのか悩んでいる方も少なからずいらっしゃいますが、そのような方に対しましては、申請期限の6月30日までに申請していただき、その後、一旦申請を留保することも可能としておりますので、解体するか修理するか考えていただく時間も必要かと考えております。

申請期限の延長を、とのご質問についてですが、公費解体は、復興の第一歩と考えております、申請期限を延長すればするほど、解体工事のスピードが鈍化するほか、議員が懸念されている危険な建物が放置される期間も長引くことになります。

さらには、本事業において莫大な経費がかかっている仮置場の閉鎖時期も延びることになり、一般の災害ごみの持込が減ってきており、費用対効果の観点から延長した期間について、国の補助対象から外れることも懸念されております。

このようなことから、県内の他市町においては、本町と七尾市、珠洲市を除まして、既に公費解体の申請受付を終了しており、本町では、被災建物の所有者が海外や県外など、遠方に在住している方や長期入院していた方など、やむを得ない場合を除き、6月30日の申請期限を延長する考えはございません。

なお、富来野球場仮置場における災害ごみの受入れについては、当分の間、継続することとしておりますので、公費解体を予定している方は、引き続き、災害ごみの分別や片付けにご協力いただくようお願いしているところであります。

また、町以外の補助や助成に対し、町として独自に対応するのか、それとも県にどのように求めていくのかとのご質問に関しましては、先般の報道にもありました、石川県では、能登創造的復興支援交付金を活用し、恒久的な住まいの再建に向け、県が3分の2、町が3分の1を負担して、生活再建支援金や臨時特例給付金、応急修理など、これまでの支援に追加する形で1戸あたり、新築・購入の場合は最大200万円、修繕の場合は最大100万円を助成することとしております。

この助成金の支給に関して、現段階では、要綱やスキームが県から示されていないことから、町独自の上乗せ助成についても現在検討中であり、詳細が分かり次第、町民の皆様にお知らせしたいと考えております。

以上、小林議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 小林克嘉君。

**小林克嘉議員** はい。

ただ今の答弁にもありましたように、一旦申請を留保するということも可能であるということで、そういったことも踏まえてですけれども、公費解体の終了の周知に心がけていただければと思います。

こうした先ほど言った方々が取り残されないような形で、また町の環境の整備の方も進むことを、私の方としても期待したいと思います。

それでは次の質問に移らさせていただきます。

「梅雨に入る雨季への豪雨被害への対策」についてご質問します。

雨が多い梅雨時期に入ると心配されるのは雨による浸水や川の氾濫、そしてがけ崩れなどが心配されます。

災害後川沿いの崖は、少しずつ崩れている所や、空地や高台にある空地の擁壁が崩れ、豪雨に対する心配の声が住民の皆様から上がっておりまます。

川沿いに関しては被害がひどい場所は応急などの処置がされている場所もありますが、していない場所でも崩れてきているなど、声が届いておりますので、お気を付けください。私たちもお伝えするように心がけいたします。

町が主催した事業ではございませんが、先日開催されました町民の皆さんのお話を聞く座談会でも、福浦地区では共同墓地に隣接する法面や、領家地内でも川沿いのがけが崩れている、そして高浜地内においても擁壁の崩れの声も上がっています。

また公費解体後の空地や、もともと高台にあった空地が、擁壁が崩れてきて空き地に対する修復の補助がないため、そのまま放置されている場所が多く、梅雨での豪雨での被害が大きくならないか心配しております。

崖だけではなく、居住に関して基礎や地面がひび割れしている所も雨による地面の砂が流れて空洞になり、2次被害が心配されます。

こうしたことから今後、町としてはどのように対応していくのかをお聞かせください。

**福田晃悦議長** 前田まち整備課長。

**前田稔まち整備課長** 議長。

小林議員の「梅雨に入る雨季への豪雨災害被害への対策について」のご質問にお答えいたします。

今回の地震を受け、宅地や住宅を復旧するにあたり、新たな補助制度が創設されております。この宅地等の復旧制度は、今回の地震で被害を受けたものに限定され、所有者等が実施する宅地土圧のかかる擁壁、地盤、宅地法面等の復旧や、住宅の地盤改良、傾斜修復の復旧など再建支援を目的としており、対象者は、住宅の用に供されていた宅地の所有者及び居住者となっております。

例えば、公費解体した後、同一宅地で再建される場合が対象となりますが、解体後の更地に今後、住家の再建を予定していない場所は、制度の目的に該当しないため、対象外となります。また、従来、空き地であった土地や新たに購入した土地の整備についても、同様に対象外となります。

議員がご指摘された、居住する宅地であれば、基礎や地面のひび割れ、空洞化の復旧は補助対象となりますので、対象者の方に周知願えればと思います。

自分の財産は、自分で管理するのが原則でございます。しかしながら、この度の地震被害は大規模であったため、早急に被災者が落ち着いて生活ができるよう、状況になるようにと、臨時的にこの県の助成制度が創設されたものでございます。そのため、町単独での公費解体後の空き地や高台の空き地・崖地に対する助成制度の創設は今のところ考えてございませんが、今後の状況を注視し、検討してまいります。

以上、小林議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 小林克嘉君。

**小林克嘉議員** はい、議長。

この問題に関しましては、不安な町民も本当に多いのです。施設として、町としても向き合って、住民に安心を与えてあげてほしいと思っております。今後の検討の方、ぜひよろしくお願ひいたします。

そして、危険箇所の情報収集に心がけ、また住民からも言いやすい環境を整備してあげていただければと思っております。

それでは次の質間に移らさせていただきます。

夏に入り活発化する志賀町の環境整備と対応について、ご質問させていただきます。

志賀町で夏と言えば海やキャンプ、そして学生たちによる宿泊や合宿などがイメージされます。そして忘れては行けないのが、子ども達による遊び場や受け入れです。

現在志賀町では、公園や運動場、体育館など自由に遊べる、楽しめる場所が機能を回復していなかったり、仮設住宅の建設により使用が出来なくなっています。タウンミーティングや、先ほど話した座談会でもその声を耳にしました。

プールでいえばシ・オンは運営されているものの、いこいの村や富来地域におかれましてはB&G海洋センターフレアも再開できないままの状態になっております。

そして体育館も機能が回復しておらず、スポーツを楽しむ場所も同様と思います。遊び場で言えば、原子力センターに関しては機能が回復しているものの、企業である北陸電力のアリス館志賀では再開こそしておりますが、まだ機能が制限された状態が続いております。

志賀町に住む子どもたちには早く楽しめる日常を戻してあげたいと思う中、こうした現状は観光等による誘致にも問題につながります。

観光といえば、交通の便も心配されます。レンタカー補助金などもありますが、町外の人や、県外・県内の学生がもっと便利に使える機能があればと思います。しかばすいーじーの新しい展開にも期待しますが、タクシーを利用した観光補助などもあるともっと町内の交通や、地域経済が活発化されるのではないでしょうか。

ここでお尋ねします。

先ほど話したように、夏休みの子どもたちが円滑に楽しめるように、町としてはどのようにサポートをお考えですか。体育館やプールといったスポーツや、体を動かす施設や場所をサポートしたり、連携して盛り上げていくのでしょうか。

そして被災地として今もダメージを受けている、影響が出ている、観光誘致をこの夏というシーズンはどのように対応していくおつもりですか。そちらの点をお聞かせいただければと思います。

**福田晃悦議長** 加茂野生涯学習課長。

**加茂野敏生涯学習課長** はい、議長。

小林議員の「夏に入り活性化する町の環境整備と対応について」のご質問にお

答えいたします。

子どもや学生が楽しく過ごせるスポーツ環境については、能登半島地震により総合体育館をはじめ、武道館、陸上競技場、B & G海洋センター、野球場等多数の施設が被災しました。

志賀野球場・陸上競技場については、軽微な修繕であったため、現在利用可能となっておりますが、武道館及び総合体育館2階アリーナについては、復旧工事を行っている最中であり、武道館は6月末、総合体育館は9月末の工事完了予定となっております。

また、富来野球場につきましては、災害で発生したごみの仮置場として利用されているため利用は不可能となっております。

現在、利用できない総合体育館については、代替え施設として、志賀中学校体育館等をご利用いただいております。

なお、B & G海洋センターにおいては、プール施設に甚大な損傷があることから、昨年度、復旧工事に向けた入札を実施いたしましたが、不調に終わり、次期入札に向けて準備を進めています。

プール以外のお風呂・トレーニングジム・スタジオについては復旧も終わり、現在、利用可能となっております。

このような中で、少しでも子どもたちが楽しめるよう、昨年に引き続き夏休み期間中にB & G海洋センターと連携して増穂浦海水浴場にて子どもたちを対象としたビーチクリーンや宝探し、マリンスポーツ体験などを行う「砂A S O B e a c h」の開催を予定しているところであります。楽しく海に親しみ海の安全や海洋環境への理解を深める内容となっておりますので、皆様のご参加をお願いします。

町としましても、引き続き、スポーツ施設の早期復旧に取り組んでいきますので、ご不便をおかけいたしますがご理解とご協力を願います。

以上、小林議員のご質問に対する答弁といたします。なお、この夏の観光についてのご質問は、商工観光課より答弁いたします。

**福田晃悦議長** 大家商工観光課長。

**大家英明商工観光課長** はい、議長。

小林議員の「夏に入り活性化する町の環境整備と対応について」のご質問のう

ち、この夏の観光についてのご質問にお答えいたします。

夏は観光シーズンであり、多くの人々が観光やレジャーを楽しむ時期です。特に子どもたちや学生にとっては、待ちに待った夏休みの期間でもあります。

志賀町においても、観光客を迎えるための取り組みが重要です。特に昨年の地震の影響を受けた中での観光インフラの整備は復興に向けた最優先事項となっております。

議員ご質問のこの夏の観光についてですが、ハード面では、世界一長いベンチのリニューアルをはじめ、「道の駅とぎ海街道」及び「大島キャンプ場のトイレ棟」などの改修工事を進めてきました。この準備により、夏の観光シーズンに向けて、安全に観光客が迎えられるよう取り組んでいます。しかし、本町の観光を代表する国定公園「巖門」では、遊覧船は運航しているものの、遊歩道の損壊により、一部入場が制限されています。現在、管理者である石川県と復旧に向け、協議を進めているところです。

また、震災復興のシンボルとして、富来地域の中心地である「道の駅とぎ海街道」周辺の環境整備を進め、地域活性化につなげていきたいと考えています。

ソフト面では、志賀町観光協会が主催する太鼓の「トーナメントバトル」や、富来商工会が企画した「イルミネーション」イベントに対して、補助金を交付し支援しています。さらに、能登のキリコ祭りとして日本遺産に登録されている富来地域の八朔祭礼と西海祭りの開催経費にも補助を行い、地域資源を活かした観光イベントとして支援や関係人口の促進を図っていきます。

また、石川県では、「今行ける能登」として、観光旅行公式サイトに本町の宿泊施設や観光資源が多く紹介されています。これにより、レンタカー利用者に対する宿泊料の助成制度と併せて情報を発信し、誘客の拡大を図っていきます。

以上、小林議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 小林克嘉君。

**小林克嘉議員** はい、議長。

ご答弁ありがとうございました。

お二人のご答弁を聞くと、この先、夏の展開なども考えられていることから、安堵したといいますか、この夏がまた少し楽しみになってきた感じです。

ただ、やはりこうした中で調べてみると、官民一体や協働型まちづくりなど

こういったようなキーワードがよく出てきてしまいます。そういうもののまでは是非取り入れて、今後の展開も、そして、観光協会やそういった地域、他の企業様の団体とも関係を築き、さらなる発展などを求めたいと思います。

それでは、次に、秋に向けたインフラ整備と、準備について、ご質問いたします。

秋と言えば祭りと私は想像してしまいます。能登と言えば、やはり祭り地域です。祭りを活発化させ、秋の志賀町への観光誘致を期待したいところです。

仮設住宅にも、神輿や獅子舞などが来てほしいという声を伺っております。その観点から、祭りを運営する青年団や地域団体へのサポートもお願いしたいところですが、今よく耳にするのは、その祭りで練り歩く獅子舞や、神輿などが通る町道を秋の祭りまでに直すか、応急をしてほしいとよくお伺いするのです。

大きな国道や県道は工事が進む一方、細い道などの町道環境が良くなく、町への対応を求めて遅かったり、直っていないままの所もあるというふうに皆さんから声が届いております。地域の人々をもっと利用して、応急処理材料を支給してくれれば、地域の方たちで応急をして、役場の方の業務軽減をするなんていう声も私のところにはあがっておりました。

本議会では町道工事の案件が数多く上がってきておりました。安堵はしましたが、まだ先の話で、秋には間に合わないものなのかというふうに感じております。

そこでお尋ねします。秋に向けたインフラ整備と対応についてです。

道路に関しては今、業者への発注など、進展があるとは思いますが、本工事まで穴だらけや段差など今も回復していない場所、そして再度損傷が出てきている場所への応急を今後どのように対応していく予定でしょうか。夏場には多くの観光客も訪れるようになると思います。車屋さんには、今もパンク修理などお客様が訪れているとお伺いしております。

道路に関する応急処置または修繕の今後の予定や、対策を県道・町道共にお答えください。

**福田晃悦議長** 前田まち整備課長。

**前田稔まち整備課長** はい、議長。

小林議員の「秋に向けたインフラ整備と対応について」のご質問にお答えいたします。

町内生活道路の状態については、災害による影響が依然として残っており、比較的軽度な穴や段差などで、補修が行き届いていない箇所も確かにありますかと思います。一旦は応急的に仮補修した箇所においても、公費解体や災害復旧工事のため大型車両の通行により、再度、損傷してしまう場合も多くあります。

応急的な補修については、道路パトロールの際に発見したものや道路利用者から情報があったものは、再度、損傷した箇所も含め、直ちに対応・補修依頼をしているところですが、補修の必要な箇所も多く、点在していることから、補修業者の対応が追いつかない場合もあります。補修業者が対応できるまでは、まち整備課職員による応急対応も行っているところでもあり、区長を通じて連絡をいただければ、迅速な対応に努めます。

また、応急的な補修と併せて、道路の本格復旧工事についても着実に進める必要があり、現在は、大規模な崩落を伴うもの、下水道管路の同時被災の箇所、県管轄の河川護岸復旧工事との調整が必要となるもの以外は、順次、発注作業を進めています。大規模な崩落を伴うもの等については、建設コンサルタントにて、設計業務を行っているところで、出来次第、発注していきたいと思います。

能登半島地震による地域交通への影響は長期的なものとなる可能性がありますが、一日でも早く元の生活環境に戻れるよう、地域住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、関係機関と連携し、復旧作業を進めていきたいと思います。

また、県道を所管する石川県においても、同様の取り組みであると認識しておりますが、県道は地域間の物流や広域交通を担う主要な基幹道路であり、より迅速な対応が求められていることから、生活道路よりも復旧への進捗は早まっていけるところでございます。

以上、小林議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 小林克嘉君。

**小林克嘉議員** はい、議長。

ぜひ区長などと連携をとって応急の対応を、また、改善に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、秋祭りに向けた町の意向について、ご質問します。

先ほど話したように、仮設住宅の方々が、祭りが来てくれないかと話しています。

現在、復興基金などの補助で道具や環境は概ね整い、今年は祭りの開催が期待されます。ですが、青年団の現状は、担い手不足や資金不足であり、あまり良い話を聞きません。

令和6年の10月に、石川県青年団協議会が行った能登半島地震青年団復興義援金事業では、志賀町の青年団の申請が25団体あったと伺っております。担い手不足で低迷する青年団がこんなにいて、活動している事はこの志賀町としてはすごい事だと思っております。志賀町の未来を担う青年を、私は支援してほしいと考えております。

町として、この秋の祭りに対して、仮設住宅を巻き込む流れや、各地域の祭りに対してどのようにサポートしていくか。お答えください。

**福田晃悦議長** 加茂野生涯学習課長。

**加茂野敏生涯学習課長** はい。

小林議員の「秋祭りに向けた意向について」のご質問にお答えいたします。

地域における祭りはふるさとの文化であり、被災した地域においては地域コミュニティを再建していくためにも大切な役割を担っています。

一部の祭りは、日本遺産や町の文化財にも認定されており、町といたしましても非常に大切なものと考えております。

県も町と同様に、その重要性を認識していることから能登半島地震・奥能登豪雨復興支援として、昨年度から3年間の期間で、いしかわ県民文化振興基金により地域の祭再開支援事業を行っています。

この事業は、3年間で最大150万円、補助率100パーセントで被災した祭礼道具やキリコ・神輿倉庫の修繕に活用できるものであり、現在17地区から申請がされております。申請は、来年度までとなりますので、ご活用をお願いします。

能登半島地震青年団復興義援金事業につきましては、日本青年団協議会から石川県青年団協議会に対して送られた義援金を配布したものです。

事業内容は、内灘町を含むかほく市以北の11市町で、地域の公民館・神社活動を行い、伝統芸能・地域行事を担い、構成員の3分の2が40歳以下であり、震災の影響で活動が困難な青年団に対して義援金が配布されたものです。志賀町では、全25団体に1団体あたり4万円が配分されております。

祭りの担い手となる地域の青年団への支援についてですが、青年団はその地域

に根差したものであり、その活動は地域によって運営されることにより、その独自性が保たれることから、町としてその活動に対して直接支援を行う制度はありません。しかしながら、祭りの担い手不足については、今年度新たに、いしかわ県民文化振興基金から「祭りお助け隊」というボランティアの派遣事業が開始されました。現在、10地区から申請が出ており、4人から20人の要望が出されております。町としましても、この事業を積極的に活用していただきボランティアで地域を訪れた方々との交流も深めていただければと思っております。

また、町と連携協定を結んでいる大学に声掛けをすることも検討しており、今後の動向を見守っていきたいと考えております。

なお、仮設住宅への祭礼のお立ち寄りについてですが、祭礼は地域の行事でありますので、仮設住宅団地の世話役と地域の区長等が直接協議してくださることがよいかと思います。

以上、小林議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 小林克嘉君。

**小林克嘉議員** はい、議長。

今ほど答弁のほうにありました、この県の事業の方、実は青年団の方がまだしていない団体の方も多くございます。先程言いました、祭りのお助け隊やその地域の災害支援事業、こちらの方の周知の方に力を入れていただければと思います。

こうした中、今休止されております志賀町青年団協議会というものが実はあれば、もっと周知にも役立ったのかなというふうにも考えておりますので、是非、またその点に関しましても、また再開に向けて検討していただければと思います。

それでは続きまして、最後の質問に移らせていただきたいと思います。町民との共存と協力についてご質問します。

復旧に関し、今、私の主觀ですが、町が個々奮闘しているように見えてしまいます。もちろん、町長にも当てはまるように思えます。もっと官民一体、そして共同型まちづくりを目指した町民との距離感が大事なのではないでしょうか。

こういった時だからこそ、町長には町民の支えになってあげてほしいと思っております。もっと町民の声を聴き、町民の顔を見てあげてほしいのです。

町職員は、この困難をここまで乗り切っている優秀な人材の方が多いと思います。町長も業務がお忙しいと思いますが、町職員の人材に業務を任せ、町民を

もっと意識して、新しい時代の象徴となっていただきたいと思っております。

町長とは、青年団や商工会青年部を通して、共に歩み、町を支えた仲間であります。若くして町長になった稻岡町長には、先導者であり、希望の光になってほしいと考えております。

そこで町長にお尋ねします。

官民一体、そして共同型まちづくりに対してどのようにお考えですか。そして町民から「もっと町長の顔が見たい、話を聞いてほしい」。この声は町長にも届いているはずです。今後、どのように町民にお応えしていくおつもりですか。

**福田晃悦議長** 稲岡町長。

**稻岡健太郎町長** 議長。

小林議員の「町民との共存と協力について」のご質問にお答えいたします。

今回の震災を通じて、私たちは、改めて、地域に根差した支え合いの力、そして、地域住民の皆様の行動力の大きさを実感しました。

行政による支援とともに、地域の皆様の連携や自発的な取り組みが町の復旧復興を支える大きな力となっていることは、非常に心強く感じております。

こうした経験を踏まえ、今後の復旧・復興、さらには、今後のまちづくりにおいては、町民と行政がともに同じ方向に向かって取り組む姿勢が重要であると考えております。

町民との対話という点においては、町では例年、タウンミーティングを開催し、区長や各種団体の代表者との意見交換や質疑応答などを行ってまいりました。しかしながら、議員がおっしゃるとおり、町民の皆様から、区長しか町長と話ができるのか、町長と直接話す機会がほしいなど、苦言を呈されることがありました。

この声に応えるべく、そして、何より私自身、町民の皆様ともっと身近に、もっと自由に語り合いたいとの思いのもと、去る3日の本会議での提案理由で述べましたように、車座形式で実施する「町長といどばたトーク」を開催することにいたしました。

町内の全16地区で開催する予定であり、町民であれば誰でも参加でき、事前の参加申し込みも不要であります。開催の時期については、7月下旬から8月上旬の週末で調整しており、1地区あたりの所要時間を約1時間半として、1日あた

り4地区を巡回する予定です。詳細が決まり次第、幅広く周知いたします。

この会議は「井戸端」とあるように、話すテーマなどなく、ささいな身の回りの出来事や世間話でも全く構いません。皆様、お気軽に参加していただきますよう、お願い申し上げます。

今後も、町民の皆様と対話を重ね、「生」の声をしっかりと受け止めながら、まちづくり施策に反映させていくとともに、町民の皆様とともに、地域の課題に向き合い、解決していく「協働のまちづくり」に取り組んでまいります。

以上、小林議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 小林克嘉君。

**小林克嘉議員** はい、議長。

1点、ちょっと再質問させていただきます。

時間も来ておりますので、最後にこちらのほう、聞いて終わりとしたいと思います。

いち早く出した復興計画、こういったものに対して、私たちは復興の希望を見ていきましたが、今では復興計画は今後の方向性を示す羅針盤のようなもので、第3次総合計画が行うものは、こちらの方針になっていくというような形でお伺いしております。

タウンミーティングや、町長の、今の言われます、こういった、この井戸端会議、この復興計画に対する数々の意見が上がると思います。このような意見は、この第3次総合計画にきちんと反映していくものなのでしょうか。どのように導入されていくのでしょうか。そうした点だけ最後にお答えいただければと思います。

**福田晃悦議長** 小林議員、通告外になるんですけれども。

**稻岡健太郎町長** はい。

**福田晃悦議長** 稲岡町長。

**稻岡健太郎町長** はい。

小林議員の再質問にお答えいたします。

当然今ほどのご意見、いどばたトークでいただいたご意見は、次の総合、第3次総合計画に反映させていくために行うものと言っても過言ではありませんですし、ご意見、もちろんそれが実現可能かどうかは、こちらで精査いたしますが、

ご意見として頂戴して、今後の意見、さまざまな計画に反映させていくつもりでございますので、どうぞご安心ください。

以上で、小林議員に対する再質問の答弁といたします。

**福田晃悦議長** 小林克嘉君。

**小林克嘉議員** はい。

ありがとうございました。ぜひ井戸端会議の方、成功を期待したいと思います。  
どうもありがとうございました。

**福田晃悦議長** ここで暫時休憩します。

(午前11時12分 休憩)

(午前11時25分 再開)

**福田晃悦議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。私は第2回定例会に際し、5点について質問をさせていただきます。

まず初めに、戦後・被爆80年、非核平和宣言の町としての見解をお伺いいたします。

今年は戦後80年、そして被爆80年の年でもあります。

私は過去に広島、長崎両原爆資料館を訪れたことがあります。今でもあの広島の原爆ドーム、そして両資料館の衝撃的な展示物が目に焼き付いています。そして詩人、峰三吉の詩集、「にんげんをかえせ」の序にある、「ちちをかえせ、ははをかえせ、としよりをかえせ、こどもをかえせ、わたしをかえせ、そしてへいわをかえせ」はそのまま両資料館とつながっています。

そんな中、昨年核兵器が二度と使用され得てはならないと自らの体験を通して証言してきた日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）のノーベル平和賞の受賞がありました。

その一方で、まだ地球上にはたくさんの核兵器が存在し、その使用、威嚇までちらつかせている有り様です。

また、核兵器の全面禁止を謳った核兵器禁止条約に、唯一の被爆国日本がまだ参加に至っていません。

しかし、そのような中で毅然として本町は国是である「核兵器は持たず、作らず、持ち込まず」の「非核三原則」を遵守するべき旨の「平和都市宣言」をすでに決議し、「非核宣言の町」の看板を堂々と掲げています。その事に関しては本当に敬意を表し、誇りに思うものであります。

そこで改めて、戦後・被爆80年の節目にあたり稻岡町長の「非核宣言の町」としての見解をお伺いするものであります。

**福田晃悦議長** 稲岡町長。

**稻岡健太郎町長** はい。

中谷議員の「戦後・被爆80年、非核平和宣言の町としての見解を伺う」のご質問にお答えいたします。

ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナなど、世界各地の紛争や、北朝鮮の核・ミサイル問題など、世界情勢が不安定となる中、わが国では今年が戦後80年、被爆80年の節目となる年を迎える、平和維持や核兵器廃絶への思いが特に強まるのではないかと思います。

このような中において、日本は核兵器禁止条約に参加していません。

その理由とするこれまでの政府の見解は、「核兵器のない世界という大きな目標に向け重要な条約であるが、核兵器保有国が1国たりとも参加しない中で、そこに日本だけが加わって議論をしても、実際に核廃絶にはつながらない」、また、「日本としては、核兵器保有国と非保有国双方が加わるNPT=核拡散防止条約の再検討会議の枠組みなどを通じて、唯一の戦争被爆国として双方の橋渡しとなり、現実的に核軍縮を前に進めることを優先する立場だ」ということです。

こうした国の考え方について、私は異を唱えるつもりはありませんが、本町では「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の「非核三原則」を遵守する旨の「非核・平和 志賀町宣言」を平成18年3月に議会で決議し、「非核宣言の町」を掲げています。

非核宣言は、人類すべての願いである恒久的平和と核兵器の全面禁止・廃絶の実現に向けて努力し、人類の友好と繁栄を築くことを目的とするもので、戦後・被爆80年の節目にあたり、私は、あらためて、この平和の尊さを実感するとともに、この先、永遠の安寧を願うものであります。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい。

本町は毎年、写真などを展示して、核兵器の非人道性を発信しております。引き続きですね、そういう写真などの展示を続けていただいて、ゆくゆくは、願わくは、町村会等を通じて、核兵器禁止条約への参加につながるようなご発信をされんことをお願い申し上げます。

次の質問に移ります。

2点目は、国民健康保険全加入者に資格確認書の送付を、についてであります。いよいよ、本年8月1日から本町国民健康保険加入者の今までの保険証がなくなり、資格確認書というもので受診する人と、マイナ保険証と資格情報のお知らせという紙切れの2つを常時持参して受診する人にはっきりと分かれることになります。

一方で、75歳以上の後期高齢者医療制度加入者には、広報しか6月号でお知らせがあったように、マイナ保険証の有無に関わらず、申請なしで資格確認書が送付される事になりましたので、今までの如く資格確認書というもの一枚で受診する事ができます。やはり、混乱が起き、医療にかかれない人がでる可能性があるとみたのだと思います。

しかし、74歳以下の人でも同じ事が言えると思います。もともと、2月時点での国民全体のマイナ保険証利用率は、厚労省資料では26.62パーセントで、高齢者ほど相対的に低い状況との事です。決して、利便性向上に寄与しているとは思えないと思います。そういう中で、果たして8月1日から74歳以下の方々の中で混乱が起きないのか、医療にかかれない人が出てこないのか、町民の命と健康に責任を持てるのかが問われてきます。

そういう事もあって、自治体独自の判断ということで、東京都の世田谷区や渋谷区では、国保加入者全員に資格確認書の送付をすると発表しています。

したがって本町でも安心安全第一、職員の負担軽減にもつながると思われる、国民健康保険全加入者に、マイナ保険証の有無に関わらず資格確認書の送付を行ってはいかがでしょうか。

**福田晃悦議長** 横田住民課長。

**横田義浩住民課長** はい、議長。

中谷議員の「国民健康保険全加入者に資格確認書の送付を」のご質問にお答えいたします。

国の制度改正により、昨年12月から従来の保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行していることは周知のとおりであります。

本町では、従来の保険証が本年7月末で有効期限を迎えることから、国民健康保険の加入者で、マイナ保険証を持っていない方については、資格確認書を、マイナ保険証を持っている方には、マイナ保険証と併せてご利用していただく資格情報のお知らせを送付いたします。

一方、後期高齢者医療制度の加入者については、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、資格確認書を送付いたしますが、来年7月末までの暫定的な運用であります。

また、74歳以下の方で、障害者や介助が必要な要配慮者など、マイナ保険証の利用が困難な方につきましては、マイナ保険証を持っていても、申請により資格確認書を交付するとしております。

議員がされました、一部の自治体が国保加入者全員に資格確認書を送付することを発表したことは報道等で承知しておりますが、国の制度では、資格確認書は、マイナ保険証での受付ができない状況にある時に交付するとされております。

このことから、本町では国の制度に基づく運用を行っており、現時点では、国民健康保険の加入者全員にマイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書を送付する考えはありません。

今後は、国の動向を注視しながら、被保険者の皆様が安心して医療機関等を受診していただけるよう、丁寧な説明や窓口対応を行っていきたいと思います。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい。

要はですね、町として、もっとも安心安全な道をとっていただいて、絶対に医療にかかれない人をつくらないということですが、その辺は大丈夫でしょうか。再度お伺いします。

**福田晃悦議長** 横田住民課長。

**横田義浩住民課長** 議長。

中谷議員の再質問にお答えします。

国は健康保険証の切り替えにあたりまして、医療機関窓口での混乱を回避するために、具体的な対応を現在検討しておるということで、近日中に対応策を示すとしております。

町といたしましても、その対応策に従いまして、被保険者の皆様が混乱しないような運用を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、被保険者の皆様が安心して、医療機関を受診していただけけるよう今後も対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい。

ご答弁は大丈夫だということだったと思います。どうかですね、安心確保に万全を尽くしていただいて、お願いをしたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

3点目ですけども、訪問介護事業所への支援を、についてであります。

3月議会でも求めましたが、なぜ今、訪問介護事業所への支援を、声高にして求めるのかと言いますと、昨年の4月に訪問介護の基本報酬だけが切り下げられました。その結果、一気に全国的に訪問介護事業所の休業、廃業が加速していて、それを見過ごすわけにはいかないという事です。

特に本町のような中山間地域、降雪地域が顕著であります。

これからますます高齢化が進み、一人住まいの高齢者が増える事は目に見えています。その一人住まいの高齢者の生活支援を、それこそ献身的に支えておられるのが訪問介護です。これからはますます必要なサービスだと思います。

しかし今は、依頼があっても人手不足で断わらざるを得ないとの事です。またヘルパーさん自体が高齢化で、よりたいへんになっているという事です。

町の介護職員初任者研修がなされても、どうしても介護施設の方に行かれるとの事です。訪問介護は一人ですべてに責任を持たなければならず、時にはそのご家庭にあるものを使う機敏が必要で、非常にたいへんな面があるようです。

このまま全国的に起きているような、知らぬ間に訪問介護事業所が消えて無くなってしまうというような事はあってはならないと思います。

ですから、新潟県村上市では、報酬切り下げ時点まで遡って、報酬引き下げによる事業所の減収分を、独自に補助する取り組みを行っています。

東京都世田谷区では昨年、訪問介護事業所1か所あたり88万円もの支援をしています。また県下では、宝達志水町が福祉施設などにガソリン代の補助を今年度決めています。

本町の訪問介護事業所も、無くなつてからでは取り返しができません。どうか、特段の支援を求めるものであります。

**福田晃悦議長** 木村健康福祉課長。

**木村英敏健康福祉課長** 議長。

中谷議員の「訪問介護事業所への支援を」についてのご質問にお答えいたします。

訪問介護サービスは、高齢者が安心して地域で暮らせるために必要なサービスとして位置づけられている一方、全国的に介護職員の不足や介護職員の高齢化など課題が生じていると認識しています。

現在、町内の訪問介護事業所は、志賀町社会福祉協議会訪問介護サービスステーションと J A志賀訪問介護センターの2事業所が営業し、介護サービス及び介護予防サービスと合わせ、利用者108人に対し、25人のヘルパー職員で対応していますが、利用ができないことや著しい利用制限は、されていない状況です。

議員ご質問の支援については、本町でも令和5年度において、福祉サービス事業者等原油価格高騰支援金として、介護施設事業者及び障害者施設事業者に対し、国の交付金を活用し実施してきました。

また、令和6年度の介護報酬の見直しにより、訪問介護事業について引き下げがありました。介護保険全体の適正化から実施されたもので、加算の見直しなど事業所の取組次第では、収益確保につながるものであります。

このようなことから、人手不足や燃料費等の物価高騰の影響は、全産業に影響が及んでいる状況であることには変わりなく、訪問介護事業所に限った支援の実施は考えておりません。

町としては、総合的な介護人材確保対策が必要と捉え、その確保には、量と質の両面が不可欠であり、介護職員の離職防止に向けた、町と介護事業所との連絡会議や研修会を今後も開催していきます。

また福祉系高校に通う学生に対する介護の仕事の魅力向上につながる啓発活動、介護分野への就業につながる研修受講費の助成制度の周知を図るなど、引き続き多様な介護人材の確保・育成を通じ、訪問介護事業所の維持に努めると共に、制度改正に向けた国の今後の動向を注視していきます。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい。

訪問介護報酬の切り下げについては、介護保険全体の適正化から実施されたものであると、正当化されていましたけれども、そうであるならば、全国的にこんなにも休止・廃業が起こらないと思います。

私は、これは特定の、ある一事業所への支援を求めていのではありません。結局はサービスを受ける側、私たち町民全体への支援だということです。

実際の仕事は、住民の福祉の増進、さらなる具体化のはずです。財源はないことはないと思います。引き続き、再考されんことを申し上げ、次の質問に移ります。

4点目は、小・中学校トイレに生理用品設置を、についてであります。

私は、たまたま男性で生まれましたけども、一方で必ず女性がいる訳であります。その女性はある時期から一定期間、妊娠や出産に絶対必要な生理があります。その時必要なのが生理用品であります。

今、その生理用品を学校や公共施設のトイレに設置する事が広がっています。これは当然と言えば当然だと思います。トイレットペーパーのようにどこにでも置いてあれば、突然生理用品が必要になる事態などの精神的負担を軽減し、生理の尊厳を守り、より社会活動を保障することにつながることになるのではないかでしょうか。

すでに県下でも高校・中学校等のトイレに生理用品を設置しているところが広がっています。

本町でも生理用品の設置は、誰もが性と健康の権利を尊重され、生理を快適に過ごせる権利を社会的に保障するという立場から、2021年度からの国 地域女性活躍推進交付金等を活用して、まずは町内小・中学校トイレに生理用品の設置を求めるものであります。

**福田晃悦議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

中谷議員の「小・中学校トイレに生理用品設置をについて」のご質問にお答えいたします。

これまでの一般質問でも繰り返し答弁をしておりますように、本町の小中学校では生理用品が必要になった児童生徒に対しては、保健室で生理用品の提供を行っております。

今回、改めて養護教諭などの先生方に現状の確認をしましたが、特に問題はなく、児童生徒や保護者からの要望もありませんでした。

養護教諭などの先生方からは、トイレでの生理用品の配布につきまして、衛生面での不安があること、また、小学校高学年や中学校の段階では生理に対する知識や体調に個人差があり、不安や悩みを抱えた子どもたちの相談を受ける機会を設けることが大切であるという意見がございました。

このような現状と意見から、小中学校の段階では保健室に来ることによりまして、その子の状況に応じた指導や支援を行うことが必要であるという判断でございます。

今後も現状の対応を継続し、養護教諭などの先生方と相談をしながら対応していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい。

私は生理用品の設置というのは、それこそ立派な、身近な人権擁護だと思います。人ですね、出血があるのに、自己責任とか、何か困ったことのようにして見過ごすというようなことがあるとすれば、それはまさに人権侵害だと思います。

また、保健室へ、ということでした。私は、お願いするものではなく、気兼ねなく守られるべきもの、と思いますが、いかがでしょうか。要求に正当性はないでしょうか。再度お伺いします。

**福田晃悦議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

中谷議員の再質問にお答えいたします。

中谷議員からは前回、令和4年の9月議会におきましても、同様の質問がございました。

したがいまして今回、改めまして、再度、学校の方に現状とか要望の確認をいたしました。その中で、先程、養護教諭等の意見を紹介いたしましたけれども、身近な人権擁護だと議員はおっしゃいましたけれども、やっぱり小学校高学年、中学校の段階では、女性の生理の対処法も一人ひとりによって異なりますので、私は男性ですから、経験はございませんけれども、50歳から60歳くらいまでは続きますので、やっぱり小学校高学年、中学校の段階でしっかりと、その児童生徒一人ひとりの対処をしっかりと身につけてほしいというような養護教諭の意見でございましたので、そのことが将来につながる、児童生徒の一人ひとりの人権の擁護とつながると私は思いますので、そういう観点から引き続き、現状の対応を進めさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上、中谷議員の再質問の答弁とさせていただきます。

**福田晃悦議長** 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい。

最後ですけど、今、設置されている、先進しているところに学んでいただいて、実際やっているわけですから、間違いであったということは全然聞いていませんので、より良いものに、志賀町のほうでは、より良いものにしていただきたいと思います。

では最後に、5点目の質問に入ります。

原発ゼロ、志賀原発廃炉を求めよ、についてであります。

今ヨーロッパではドイツが、今度はこのアジアではじめて台湾が、原発ゼロに踏み出した事が報道されていました。やはり 2011 年の東京電力福島第一原発の事故を受け、原発反対の世論と運動が広がり、今日に至っているという事であります。台湾も日本と同じ地震地帯に位置します。賢明な判断だと思います。

一方、おそらく原発マネーが働いているのではと思わざるを得ない、政府のこれまで掲げてきた、可能な限り原発依存度を低減するとの規定を投げ捨て、原発の最大限活用を明記した施策への切り替えは、後々の事は考えず、とにかくあるものは動かせるだけ動かせと言わんばかりの、あまりにも無責任な施策だと思います。

気候危機打開のためにも、原発依存を断ち切り、100 パーセント自給でき、持続可能な再生エネルギー活用への一刻も早い切り替えが必要だと思います。

よって本町では志賀原発の廃炉、そして再生エネルギー活用に大々的に切り替えるよう、北陸電力に求めて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

**福田晃悦議長** 上滝環境安全課長。

**上滝達哉環境安全課長** 議長。

中谷議員の「原発ゼロ、志賀原発廃炉を求めよ」についてのご質問にお答えいたします。

原子力政策に関しましては、世界を見渡すとドイツのように脱原発を完遂した国もある一方で、多くの国々で脱炭素化やエネルギー安全保障の要請から原子力を再評価し、新設や寿命延長に踏み切るケースもあり、その選択は各国の事情により大きく分かれております。

第1回定例会でもお答えいたしましたが、我が国においては、去る2月18日に第7次エネルギー基本計画が閣議決定されました。

新たなエネルギー基本計画では、2040年度時点の発電量全体に占める各電源の割合については、再生可能エネルギーが以前の計画に比べ、さらに割合を引き上げまして、化石燃料を抜き、初めて最大の電源に位置づけられております。

一方で、原子力についても、最大限活用し、廃炉となる発電所の建て替えの条件をこれまでに比べ緩和するとともに、次世代型原子炉の開発を進めることなども盛り込まれております。

このことにつきましては、世界的な地球温暖化に対してのGXに向けた取り組みの進展やAIの社会実装に伴うデータセンターの拡大など、DXの進展による電力需要の増加の可能性が指摘されていることから、国では第7次エネルギー基本計画において、原子力発電の最大限の活用に舵を切ったものと認識しております、町としては、引き続き国の施策を注視していきたいと考えております。

なお、志賀原子力発電所2号機につきましては、新規制基準の適合に関する審査中でありますので、今後の審査の動向を見守っていきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい。

わたしはやっぱり、今、地球上のことを考える必要があると思います。やっぱり原発に固執していると、どうしても再生可能エネルギーへの普及になかなか向かないと思います。今年もおそらく太陽光発電などの抑制があると思います。それでは一向に再エネ普及が進みません。気候危機打開に責任を持たない事にもなると思います。この志賀町からも気候危機打開に寄与できるよう、改革していくことを求めて私の質問を終わります。

ありがとうございます。

**福田晃悦議長** ここで暫時休憩します。

(午後0時02分 休憩)

(午後1時00分 再開)

**福田晃悦議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**福田晃悦議長** 2番 梢正美君。

**梢正美議員** はい。

2番 梢正美です。通告通り、3点質問をいたします。

防災に多様な視点を踏まえ、志賀町防災会議の構成見直しとして当事者の参画について、防災に多様な視点を、志賀町防災会議の構成見直しと当事者の参画について、次の点をお伺いいたします。

まず一つ目、志賀町防災会議における女性委員の現状と、今後の改善方針について、現状と課題の認識として、現在、本町の防災会議には女性委員が1名のみで、女性を含む子育て世代や高齢者、支援を必要とする方々など、多様な立場の視点が十分に反映されているとは言い難いように私自身、この災害支援に携わる中でその必要性を痛感しております。

例えば、ある避難所では、女性用衛生用品を言い出しづらく入手できなかつたという声があり、後に女性職員の配慮で、こちらは災害用緊急ということで女性トイレに設置された例がございます。

また、女子生徒が夜間の不安を段ボールの仕切りで過ごしたり、お子さん連れの母親が周囲に気を使い休めなかつたりという声もございました。

アレルギーや幼児食に関する要望に対しても、保健師の方々が丁寧な聞き取りなど、現場対応には大変感謝しております。その一方で少数であったことや、制度的な限界によって支援が届きにくかったという現状もございました。

また、支援が必要な家族が、心ない一言で胸を痛めたり、居場所のなさを感じたりする場面があったとご指摘もございました。

こうした現場の課題は、制度や仕組みだけでは補いきれない部分もあり、その場に当事者の視点があるかどうかが、支援の質と届き方を左右するのだと実感しております。

声が届く構造を作ることが今後の防災体制強化の鍵だと考えます。

2つ目に、委員構成の見直しにあたり、多様性や当事者性への配慮について、ここで言う当事者性への配慮とは、政策や意思決定の中に、実際に、その影響を受ける立場の人の参画が重要と考えます。

防災政策においては、避難生活で困難を抱える子育て世代、高齢者、支援が必要な方々など、暮らしの中で課題に直面する方が、会議の構成に含まれているかが問われるものと考えます。

これは単なる男女比の問題ではなくて、女性を含む多様な当事者の視点が反映されているかどうか、より実情を反映した委員構成について考える必要があるのではないかでしょうか。

町としてどのように見直すか、お考えをお聞きしたいと思います。

次に三つ目、他自治体の事例と本町の今後について、他自治体の好事例、例えば野々市市や小松市では、防災会議における女性比率が30パーセントを超えております。育児世代や福祉関係者、地域活動に携わる住民の参画を通じ、実際の課題に向き合う視点が会議体に反映されています。

こうした意思決定の多様性が、住民の安心感や行政への信頼にもつながっており、本町においても参考になると考えます。

制度の見直しは、一朝一夕には進まないかもしれません。けれど、一つひとつの声に耳を傾けながら、町民の命と尊厳を守る防災の仕組みを、行政に頼るばかりではなく、私たちも自助・共助を高め、共に創っていけたらと願っています。

他自治体の事例を踏まえた町の改善施策の検討状況について、お考えをお聞かせください。

**福田晃悦議長** 稲岡町長。

**稻岡健太郎町長** 議長。

梢議員の「防災に多様な視点を踏まえ、志賀町防災会議の構成見直しと当事者

の参画について」のご質問にお答えいたします。

まず、「志賀町防災会議における女性委員の現状と、今後の改善方針について」のご質問ですが、現在、志賀町防災会議の委員数は21名で、国や県の職員、消防・警察、指定公共機関となっているNTTや北陸電力などのインフラ事業者、自主防災組織関係者などで構成されており、そのうち女性委員は、防災士の方1名となっております。

議員ご指摘の避難所等におけるさまざまご不安やご不便については、避難所への職員派遣体制や備蓄物資等の不足など、事前の対応不足が一因になったと考えております。

特に近年の災害対応においては、性別や年齢、障害の有無などによって異なるニーズを考慮することが不可欠であり、これらの視点を取り入れることで、より効果的な支援が可能となることから、今般の地震対応においても、この重要性を改めて認識したところであります。

また、防災会議における女性の参画については、非常に重要なテーマであり、防災体制の強化に直結する課題であると考えております。

今年度の防災計画の見直しに向けた委員委嘱では、各種機関への協力を要請するなど、女性委員の増加を図るための改善策を検討していきますが、各種機関でも女性管理職の登用が少ないことが全国的な課題であり、推薦いただく委員の男性比率が高くなる傾向にあると考えております。

次に「委員構成の見直しにあたり、「多様性」や「当事者性」への配慮について」のご質問ですが、先ほど申し上げたとおり、志賀町防災会議における女性委員は1名であり、多様な視点が不足していたものと考えております。

そのような中で、発災当初は、かつて経験したことがない未曾有の大規模災害であり、現場は混乱しましたが、災害対応の中で町の女性職員や保健師等から意見を収集したり、他自治体の事例を参考にするなどし、避難所における生活環境の改善を図りながら、日を追うごとに必要な物資等を避難所や被災者へ確実に届けることが出来たと認識しております。

今後、多様な視点を取り入れ、さらに防災体制を強化していくためには、防災会議における女性委員の増加を図ることは重要である一方、議員ご指摘のとおり、単なる比率だけではなく、実効性を高められる議論を行う必要があります。

本町では、志賀町防災会議条例において委員の任命基準を定めています。委員の選任にあたっては、関係機関等から任命していますが、多様性への対応が求められる中、現在の任命基準が最適かどうか、改めて検討していきます。

次に、「他自治体の事例を踏まえた町の改善施策の検討状況について」のご質問ですが、防災会議における女性参画を推進するために全国で取り組まれている好事例として、関係機関に対し、特定の役職の人を割り当てる充て職に限らず、女性の推薦を依頼する、市町の女性管理職を任命する、さらには、女性が多い専門職団体からの任命などがあげられます。

これらを実施していくためには、任命基準の見直しのみならず、関係機関のご理解が必要でありますので、全国の事例等を参考に、よりよい改善策を検討していきます。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 梢正美君。

**梢正美議員** はい。

ただ今、町長の答弁により、この重要性をご理解いただいているということを非常に厚く感謝申し上げます。そしてその改善についての検討も前向きに取り上げていただきしております。特に最後のほうに答弁きました、充て職に限らず、女性の推薦を依頼すると、特定の職員、特定の役職の人を割り当てるということに限らず、女性の推薦を依頼するというふうなところも、非常にこれから多様性というところで、町民の方からですね、私の周りでも防災士の資格を取ろうという運動が子育て世代からきております。私も声をかけられておりまして、頑張って試験に受かるように、防災士の資格に挑戦したいなというふうに思っております。

今後もですね、こんな多様性の視点を取り入れて、防災計画に反映していただければと思います。

では続いて、2つ目の質問です。

「子どもの命と未来を育む給食のあり方」について、特に、オーガニック給食の導入可能性を視野に、町の姿勢をお伺いいたします。

全国的に、子どもの健康や食の安全性への関心が高まる中、添加物や農薬の影響、アレルギーの増加、食育の必要性などが指摘され、学校給食の質を見直す自

治体が増えています。

本町でも、「できるだけ安心・安全な食材を使ってほしい」という、子どもたちの命と未来に関わる切実な声が保護者から寄せられています。

今は多くの声があるわけではございませんが、小さな声にも耳を傾ける姿勢が必要だと思います。

また、こうした給食が移住・定住のきっかけになる例も全国でみられます。

たとえば千葉県いすみ市では、有機給食や環境配慮のまちづくりに取り組んだ結果、移住相談件数が2014年の168件から、2021年には741件にまで増加、特に、子育て世帯や有機農業への関心が高い層の移住が目立ってきていると聞いております。

また、京都府亀岡市では、保育園・こども園の段階から有機給食を導入しており、10年間で約70人が新規就農。有機農業を志す若者も少なくないそうです。

つまり、「子どもの食を大切にするまち」であることが、「住みたいまち」として選ばれる理由のひとつになっているのではないでしょうか。

ただ一方で、現実として本町で、米価をはじめとした食材価格の高騰が給食運営にも大きな影響を与えており、現在、町内に有機農家が存在しないという状況も課題のひとつにあるかと思います。

そのため、すぐにオーガニック給食を全面導入とはいかないのが実情だというふうには認識しております。しかし、それでも、今できる小さな一歩があるはずです。

そこで、次の3点について、お伺いをいたします。

まず1点目、学校給食の安全性や、地産地消の実態と課題について、農薬・添加物・産地の管理など、現状と課題を、お聞きします。

2つ目、オーガニック食材の段階的導入や試行可能性について、全国の事例を踏まえた町の認識と、供給・コストの課題に対してどのような工夫が考えられるのか、お伺いいたします。

3点目、保護者や地域住民の声を施策に反映する仕組みについて、給食に関する小さな声も、柔軟に取り上げられるような体制づくりについて、町としてのビジョンをお聞かせください。

今、求めているのは、完璧な制度ではなく、小さな試みを前向きに始めること

です。子どもたちの命と健康を守る給食の未来を共に考えていくような、そういった期待をした答弁をお願いいたします。

**福田晃悦議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

梢議員の「子どもの命と未来を育む学校給食のあり方について」のご質問にお答えをいたします。

近年、子どもたちの食と健康に対する関心が全国的に高まっており、学校給食の役割は、単なる栄養摂取にとどまらず、健やかな成長を支える教育の一環として、ますます重要性を増しております。そのため、学校と連携しながら食育と食の安全に日々取り組んでいるところでございます。

まず、1点目の学校給食の安全性や地産地消の実態と課題についてです。

本町では子どもたちが毎日食べる給食だからこそ、栄養教諭が献立を作成し、学校給食衛生管理基準に基づき安全な食品を選定し、美味しい給食の提供に努めています。さらには石川県予防医学協会に委託いたしまして、毎年定期的に微生物検査や理化学検査を実施し、食中毒の予防に努めています。

また、地産地消の取組につきましては、令和5年度の地場産物の使用実績は、町内産が約14パーセント、県内産が約56パーセントであり、併せて約70パーセントが地元産、他に国内産が約20パーセント、輸入物が約10パーセントという割合です。近年高騰しているお米については、志賀農業協同組合より志賀産米コシヒカリを提供していただいており、特に毎年11月の1か月間は給食に特別栽培米を使用しています。

この特別栽培米は化学肥料や農薬を低減するだけではなく、自然や生き物を大切にする、環境にやさしい農業に取り組んでいる地域で作られた、人にもやさしいお米です。本町では地産地消の観点から、志賀町産や石川県産品の活用を積極的に進めていきたいと考えています。

しかし、今後は農家の高齢化や担い手不足などの課題もあるため、国、県、志賀農協などの関係機関とも連携をし、安心安全な農産物の提供についての、持続可能な仕組みづくりが必要だと感じております。

次に、2点目のオーガニック食材の段階的導入や試行可能性についてです。

ご紹介のあった千葉県いすみ市や京都府亀岡市のように、有機農業と食育・移

住政策を連動させた取り組みは大変参考になりますが、本町で導入するには、食材のコストや安定供給の問題、メニューの多様性が減少する恐れがあること、さらには、オーガニック食材特有の調理法や保存方法が必要となることなど、現場の対応にも課題があることから、現在のところは、オーガニック給食への対応は難しいものと考えております。

次に3点目の、保護者や地域住民の声を施策に反映する仕組みについてです。

保護者や地域住民の声を反映する仕組みといたしましては、志賀小学校では、1年生の保護者とPTA役員を対象に、毎年11月頃に給食試食会を開催し、多くの保護者に参加をいただいております。その際にアンケートを実施し、給食の量、味付け、給食に関する子どもとの会話、子どもの気になる食生活、試食会の感想などを聞くほか、志賀町学校給食共同調理場運営委員会を開催いたしまして、給食の現状報告や意見などについて伺っております。

また、富来小学校、富来中学校、志賀中学校におきましては、コロナ禍により給食試食会を中止しておりますが、今後、実施に向けて働きかけていきたいと思います。

さらに、本年4月30日には、志賀小学校の2年生が調理場へ見学に来てくれました。児童たちは調理員が給食を一生懸命作っている様子や食品を洗う様子を見学するなどして、給食を作る大変さを学んでいました。

今後も保護者・地域・行政が連携をしながら、安心安全な学校給食の充実に努めてまいります。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 梢正美君。

**梢正美議員** はい。

ただ今、教育長からの答弁をお聞きしまして、実際に保護者の方でもどのように地域連携をしているとか、安心安全な取り組みをしているというところに関心が薄かったり、知らなかつたりということがあるので、非常にいい機会になったかと思っております。

そこでですね、私から再質問がございます。今お話の中にも町、そして関係者、現場のご努力についてひじょうに感心申し上げます。さらに一歩踏み出せる可能性について、もう一度お尋ねしたいと思います。

まず全国でもオーガニック給食が取り組まれている中で、やはり皆さん課題があつたと思います。その中でまずやってみる、というところで、道が開けている自治体が増えているんじゃないかなというふうに私は感じております。

例えますね、町でも、まずは一部食材のみオーガニック導入から始めてみるとか、学校ごと、月ごとに有機の日、先ほども11月にですね、特別米の実施をされているというところにありますけれども、さらにちょっと幅を広げてみるとか、あとは給食の食材選びに、保護者や子どもの意見を反映させるなどの仕組みの拡充などがあるといいかなというふうに感じました。

そこで私も実際、保護者として、娘の給食、志賀小学校で試食をした時にも感じたんですけども、そういう取り組みは非常に良いと思います。給食の量とか、味付けとかを、確かにアンケートに書いた記憶があります。しかし今、アンケートとかヒアリング、そういう声を聞く場を求めている中で、やはりオーガニック、食の安定、観点を変えたアンケート、ヒアリングの場、そういうところの実践につながる一歩、に対する答弁をお聞きしたいと思いますので、ぜひお願いいたします。

**福田晃悦議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

梢議員の再質問にお答えをいたします。

まずは、議員ご紹介のオーガニック給食の取組は本当に、学校給食の食を高める取組、また、子ども達の食生活の改善に繋がる取組といったしまして、私もたいへん参考になりました。

いすみ市の取組につきましては、自然と共生する里作り協議会というものが作られまして、市が一体となって環境に優しい有機農業への展開を進めた取組というふうに聞いております。そのような観点からいたしますと、まだ町としての、例えば稻作農家とか野菜農家の支援と言いますか、有機農業に対する支援ということも必要になってまいります。従いまして、この導入に際しましては、まず町とかJA志賀さんとか関係機関の話し合いの場をまず持つて、志賀町では現状踏まえてどのような対応ができるかを協議するような形からスタートすべきだというふうに私は考えております。

また、保護者とか地域の方の声の反映でございますけれども、町は学校給食共

同調理場運営委員会というものを年間1回か2回行っています。その構成者は町内4校の校長とPTAの会長、また給食を提供しております志賀高校の校長先生、また各学校の薬剤師、学校薬剤師の代表の方でございます。

その運営委員会におきまして、運営についての意見をいただきながら日々の衛生管理とか、地産地消の食材の活用について協議をして進めております。

保護者の声や地域の方の声をぜひ、PTAの役員の方とかそういう方に、学校でも構いませんので、伝えていただきまして、そういう声を、共同調理場の運営委員会の方に届けていただきまして、オーガニック給食の実施につきまして、また協議をさせていただきたいと思っておりますので、そのようなご理解でよろしくお願ひいたします。

以上、梢議員の再質問の答弁といたします。

**福田晃悦議長** 梢正美君。

**梢正美議員** はい。

ただいま教育長から非常に前向きな、期待しております答弁をいただきましてありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、協議からスタートかなというふうに思っておりますので、学校機関以外で、地域の協議の場をぜひとも早急に対応に努めていただきたいなということが一つと、そしてこれはですね、保護者の方からも切に声を届けた、保護者からも懸念の声があったのが、実際、こうしたオーガニックや有機食の意識が、私たち保護者の中でどれだけあるんだろうかと、そういうデータもわからないと、個人でも、PTAの関係でもアンケートがあったらいいね、という声も実際ありました。

そこは私もですね、関連している方がおりますので、PTAの方にご相談させていただきまして、またそういった声がありましたら、ぜひとも反映して、公開の場もいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは続きまして、3つ目の質問に入らせていただきます。3つ目、観光振興施策についてお伺いをいたします。

はじめに、DMO（観光地域づくり法人）は町とは別組織であるとは十分承知しておりますが、町が設立に関わり、補助金を支給しているなど一定の関与や責任があるものと認識しております。また、志賀町産業振興促進計画でもDMO（観光地域づくり法人）は観光振興や地域資源の開発、情報発信などの担い手と

して明確に位置付けられています。

本来、このDMO（観光地域づくり法人）には特産品開発や観光資源の磨き上げ、地域の魅力発信など、地域経済を底上げする役割が非常に期待をされております。さきほど、大家課長のご答弁で、太鼓のトーナメントバトルイベント開催の取組みにより、関係人口創出の促進を図っていくという答弁が午前中になりました。それに対しては非常に私も期待をしております。しかしこの現在ではどうしても、イベント開催などに活動が偏りがちで、従来の観光協会的な業務が主となっている印象も否めない声がございます。

また、イベント運営や物販を担う一部会員にご負担、そして収益が偏りやすくなっているのではないか、町全体に経済効果が広がりにくい面など憂慮している声がございます。こうした課題を解決するためには、まず地域の皆さんや事業者と連携しながら、活動の成果や進捗が地域全体で分かりやすく共有できる体制が必要ではないでしょうか。

復興に向けた今後の観光施策は、単なる交流会開催にとどまらず、参加者自らがビジョンやミッションを描けるようなワークショップ型の対話や、たとえばSWOT分析を用いた課題整理など、目的と目標をもった議論の場づくりが不可欠だと考えます。

さらに、DMO（観光地域づくり法人）ではこうしたプロセスを推進できるマーケティング責任者や事業推進責任者など経営・戦略人材の確保や育成がもとめられるなか、現状では現場の人材不足問題など十分とは言い難いように伺えます。

そこで、総務省の地域力創造アドバイザー等の外部人材活用も検討し、課題解決に即した適切な人選と組織づくりを進めていただきたいと考えております。

以上を踏まえ、町としてこれまでのDMO（観光地域づくり法人）運営の課題をどう認識し、復興計画に掲げる観光振興の方針と具体的な体制・人材強化について、今後どのように対応をお考えかをお聞かせください。

**福田晃悦議長** 大家商工観光課長。

**大家英明商工観光課長** はい。議長。

梢議員の「観光振興施策について「DMOの課題認識と復興計画における観光のあり方」」のご質問にお答えいたします。

一般社団法人志賀町観光協会は、観光関連事業者や経済団体、地域住民、行政などの地域の関係者が参画し、連携して地域の稼ぐ力を引き出すことを目指し、地域への誇りと愛着を醸成する観光地域づくりを進める法人「地域DMO」に、令和3年に登録されました。以降、地域の魅力向上に資する観光資源の磨き上げや、新たな観光需要の発掘などに尽力をいただいております。

今年3月には、「地域DMO」登録を再度更新されたということで、今後も、観光庁をはじめ、関係省庁の各種観光支援メニューなど、総合的なアドバイス等、重点的に享受できる「地域DMO」のメリットを最大限に活用して、本町への誘客や旅行消費の拡大に努め、地域経済の活性化につなげていただくことを期待しております。

議員ご質問のDMO運営の課題や体制などについてですが、DMOである町観光協会は、一般社団法人であり、主体性をもった一つの企業として捉えています。そのため、法人の運営方針や組織体制が抱える課題の解決には、町が直接関与するものではなく、協会自体を構成する会員による合意形成により、解決するものと考えています。

また、協会内で協議を重ねた結果、観光施策を着実に進めるにあたり、町の支援が必要ということであれば、相談いただきたいと思います。

復興計画に掲げる観光地域づくりにおいては、観光協会の存在は欠かせないものであり、町は観光協会と連携して、提案型地域づくり事業など既存制度の積極的な活用や新たな支援制度の検討を進め、観光需要の喚起を図ってまいります。

また、観光協会が主体となり、観光地域づくりに向けたDX化の推進や、観光資源と食文化の魅力を発信、能登の里山里海におけるサイクルツーリズムの導入など、インバウンドを含めた観光客の誘致に取り組むことも、観光地域づくりの重要施策でありますので、今後も町との連携を密に、観光産業の復興、地域経済の発展に、共に取り組んでいただきたいと思います。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 梢正美君。

**梢正美議員** はい。再質問です。

ただ今の大家課長の答弁によって、DMO観光地域づくり法人における状況、そして方針については、私自身も再確認することができました。ありがとうございます。

います。

そこでちょっとこのタイミング、震災があって、今こそ、交流人口拡大、関係人口拡大ということが、人口減少問題で、ただ見る観光ではなく、観光地域づくりといった考え方の中で、大家課長の率直なご意見をお聞きしたいなと思います。

まずは、もちろん、一般財団法人であり、主体性を持ったひとつの企業と捉えているということを、私も理解しております。ただ町として相談があつたら支援をしていきたいという方向もわかるんですけども、町の今支援がないことには、ただ会の中で合意形成をと言っても総会で一回しか、年に全員ほぼ過半数が集まる場がありません。その中で先ほど提案申し上げましたように、外部人材の必要性を感じます。そこにおいて、まず、これは逆に新しい目線として、大家課長が見た中で、今の稼ぐ力を引き出すにあたって、どんな課題があるのか、そしてどんなことを提案したらいいのかというところを、もうちょっと具体的にお示しいただけると助かります。よろしくお願ひいたします。

**福田晃悦議長** 大家商工観光課長。

**大家英明商工観光課長** はい。議長。

梢議員の再質問についてお答えいたします。

震災からの観光ということで、復興には非常に大事なものと認識しております。DMO志賀町観光協会の人材の件についてですが、これについては、議員から言われたとおり、外部の人の力も借りるということは一つの策かというふうに思っておりますが、事業の内容と同じでございますが、その組織の中で検討していくだいて、そこで私たち町の方にご相談をしていただければと思います。

また私も、理事、事務執行理事という立場で、会議にも参加することがあります。もちろん国やさまざまな情報を提案することもできますし、会員の皆様とまた共有しながら、観光振興に努めてまいりたいと思っております。

以上、梢議員に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 梢正美君。

**梢正美議員** はい。

大家課長が、今、就任されたばかりというところも踏まえてですけれども、だからこそ新しい視点で執行部の会議にも携わっていらっしゃると思います。その中で、もう少し、公開の場で実際に感じていること、私も会員ですが、中々そこ

は伝わらないものもありますので、今、これまで10年あまり見てきている中では、DMOに求められる人材、これは義務付けられている人材が、CMOというマーケティング責任者が位置付けられているということと、あとは事業推進責任者が位置付けられているんですけれども、ちょっとその部分が、人材が足りないという部分もあると思うんです。いろんな事業に取り組んでいらっしゃるので。その課題点というのは内部ではないでしょうか。または、それを側面から見た中で、今どんな人材が足りないかというところ、ぜひともご答弁をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

**福田晃悦議長** 大家商工観光課長。

**大家英明商工観光課長** はい。議長。

梢議員の再質問についてお答えします。

私も4月から来まして、感じたことは、やはり人材によるマンパワーが足りないというのは、否めないというところはありますが、こちら、町といたしましては、やはり組織から声を上げていただいて、町の方に要望していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上、梢議員の再々質問に対する答弁をさせていただきます。

**福田晃悦議長** 梢正美君。

**梢正美議員** はい。

はい、では、組織の中からということで、また私も声を届けていけたらと思います。

今、観光の力は、地域の希望と未来をつくる大きな原動力です。復興の歩みを次世代に繋ぐため、町と共に知恵を出し合い、チャレンジを重ねていくことを心より願っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**福田晃悦議長** 8番 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい、議長。

わたくしのほうから、質問に入っていきます。

まず最初に、トキの放鳥予定が1年後となりますけども、受け入れにあたっての町民の理解は進んでいるのかをお聞きします。

トキが志賀町で放鳥されたと仮定し観察する時は、コウノトリと同じような距

離間でよいのでしょうか。放鳥前に、トキの生態に関する町民向けの研修会や、講座なども開催すべきと思います。

また、観察にあたってのマナーや、諸注意事項など広く広報すべきと思いますが、検討されているのか、お聞きします。

**福田晃悦議長** 稲岡町長。

**稻岡健太郎町長** はい、議長。

堂下議員の「トキの放鳥が1年後となりますが、受け入れにあたっての町民の理解は進んでいるのか聞く」についてのご質問にお答えいたします。

トキの放鳥については、主に能登地域トキ放鳥受入推進協議会が、昨年12月に「トキこどもフェスタ」を、先月24日には「いしかわトキの日放鳥決定記念イベント」を開催するなどして、トキ放鳥の機運醸成を高め、幅広く周知するべく、啓発活動に取り組んでいます。

同協議会では、そのホームページ上で、トキの生態や観察マナーなどについて広く周知を図っており、本町においても町内の小学4年生以上を対象に、総合的な学習の中で、トキに関する授業を行っております。

本町では、特別天然記念物コウノトリの営巣が数年間継続しており、コウノトリの姿を目にする機会が良くあります。コウノトリを観察するにあたり、専門家によりますと150メートル以上の距離を取って観察し、2月から7月の繁殖期は特に配慮が必要とされています。

生態が類似するトキにも同様な配慮が必要で、協議会のホームページでも、遠くから観察することや繁殖期間は巣に近づかないこと、また、見つけても餌を与えないことや観察時には周囲に迷惑を掛けないことなどが示されています。

トキの放鳥場所に選定された場合、町民の皆様にも、その詳細な生態について学ぶ機会が必要と考えており、観察時のマナーなどについても、県等とも連携しながら、広く広報したいと考えております。

提案理由でも述べましたが、志賀町の空を舞うトキやコウノトリの姿が、復興の象徴となることを心から期待しております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。

コウノトリ150メートルと書いてありますけども、現実的にはですね、我々はもう、本当、数メートル先に車を止めて見ることができます。また、耕作時期はトラクターの後にコウノトリが繋がって、餌を食んでいるっていうのは現状ですので、トキはちょっとどういうあれかわかりませんけども、現状はコウノトリに対しては、そういうことあります。ですから、専門家の話とですね、現実的に我々が稗造地内において、なんて言いますか、日常的観察するってのは本当にこう、150メートルってことはまずありえませんので、そういう形のことをもし、必要とされるんでしたら、やっぱりそれはそれなりの対応を求めないと、求めるって言いますか、逆に言うと耕作時期は農家にとっては困りますんで、この件についてはもうちょっと専門家と、なんて言いますか、現実はこうですよって話をしてほしいと思います。

トキはどの地区に、実際放鳥されるのかはわかりませんけども、結構あちこち飛んで歩くと思いますので、いろんな意味でお目にかかることがあると思います。

それでは2番目の質問に入ります。

災害公営住宅建設についての進捗状況をお聞きします。

仮設住宅での生活は、仮設住宅入居が早かった人は1年が過ぎており、今後どう生活していこうかと思案している方もおられるかと思います。

町としても既に今後の暮らし方についての意向調査を始めているかと思います。この災害公営住宅が終の棲家となる方もいらっしゃるかと思いますので、住居や生活環境整備についてはきめ細かい対応が求められますが、現在の進捗状況についてお聞きします。

**福田晃悦議長** 前田まち整備課長。

**前田稔まち整備課長** はい、議長。

堂下議員の「災害公営住宅建設についての進捗状況を聞く」のご質問にお答えいたします。

災害公営住宅とは、災害により住宅を失い、自力で住宅の再建が難しい被災世帯に対し、地方公共団体が国の助成を受けて整備する賃貸住宅（公営住宅）であり、本町では、被災した町民の生活再建の場となり、将来にわたり、本町に住み続けられるよう整備・供給を計画しております。

制度上では「災害公営住宅」と言いますが、石川県では復興に向けて、より前向きなイメージを持っていただけるよう「復興公営住宅」という呼称に変更しております。本町においても同様に「復興公営住宅」とし、事業の整備を進めていきたいと思っております。

志賀町の復興公営住宅の整備戸数でございますが、令和6年9月のアンケート結果により、志賀地域で40戸、富来地域で160戸、合計200戸の整備目標として計画しております。

計画の進捗状況についてでございますが、富来地域では、候補地の富来領家町地内において、土地所有者や土地隣接者、土地改良区などの利害関係者の承諾を得て、ようやく現地調査に着手したところでございます。

また、志賀地域では、建設予定の候補地の選定作業を進めております。

今後の予定としましては、早期に志賀地域の候補地を決定するとともに、両地域での復興公営住宅の建設にあたり、さらに詳細な建設戸数の把握が必要なため、7月に予定している復興公営住宅に関する説明会や、また対面による聞き取りや電話により、復興公営住宅などの意向確認を実施する予定であります。

高齢者の方など、制度の理解が難しい方に対しては、地域支え合いセンターの生活支援相談員と連携し、丁寧に対応していきます。

なお、新たな復興公営住宅の入居の時期は、設計、建築工事の期間を考慮し、今のところ、令和9年度を考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。

1点だけ、再質問させてください。

入居の開始ですけども、今のところ令和9年度を考えておりますけども、9年度となると1年間ありますよね。それでこう、上半期なのか、下半期なのか、待っている人にしてみれば、本当にたいへん、長いんですね。これは、例えば、先ほどの新聞ででましたけども、珠洲市はもっと長い、長期間5年間という、それからみるとまだ比較的短いと思いますけども、しかし、待っている人にしてみれば、4月に入れるのか6月に入れるのか8月とか、そういうものはかなり、精神的にも、いろんな意味で違ってきますんで、9年度としか今の現

状で言えないのか、それとももう少し細かい期間で言えるのか、その辺ちょっとお願いします。

**福田晃悦議長** 前田まち整備課長。

**前田稔まち整備課長** はい。

堂下議員の再質問のご質問にお答えいたします。

志賀地域、富来地域両地区で整備を計画しておりますが、今現在、富来地域の計画が先に進んでおります。富来地域の計画の建設最終目標が、先ほど9年度と述べましたが、9年度初旬、6月前後を考えております。

志賀地域については、用地の方はまだ決定しておりませんので、9年度中ということで回答させていただきます。

以上、堂下議員の再質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。

志賀地域はまだまだ決まらないようですけども、なるべく早急にお願いしておきたいと思います。

それでは3番目に、今年は戦後80年、学校教育や生涯学習の場で戦争について考える機会を行政として提供する意思はあるかをお聞きます。

戦後80年あるいは昭和100年など、今年は何十周年に当たる記念日が多くあります。戦後80年や昭和100年では時代が時代であっただけに、戦争についての記事が目立ちます。中には地域の戦争遺構を解説する小学生の記事や、自治体の郷土資料館の学芸員が戦時中の写真を見せながら児童に説明する「平和伝承教育」等のニュースもありました。

地域の中で戦争体験者が少なくなる中で、今後は戦争遺構、資料や写真を材料にお話する人材を育てることが求められます。そこで講師人育成の、考えているのかをお聞きします。

富来町史においても「昭和13年以降には満蒙開拓青少年義勇軍の派遣や満蒙開拓移民も相次ぎ、日毎に慌ただしさを加えてきた」と戦時中の様子を書いています。志賀町史でもたぶん同じかと思います。

志賀町独自で平和を考える企画ができれば良いのですが、この7月8月初旬には県庁の展望ロビーなどで、パネル展、朗読、映画上映など、さまざまな催しも

のが予定されています。せっかくの機会ですし、また夏休み期間中でもありますので、参加希望者に便宜を図ってあげてもよいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

戦後80年はやはり戦争に関する著作や映画、漫画などいろいろありますが、教育長は児童・生徒・町民の皆さんにこれだけはぜひ読んでほしいというお勧めの著書などありましたら、ご紹介下さい。

私はアニメでしたらこの夏放映される「火垂るの墓」、漫画本でしたら戦時中のことを描いた「ペリリュー」、これは全8巻ありますけども、著作でしたら「ピカドン」あるいは「夜と霧」、「アンネの日記」「火垂るの墓」「軍靴の響き」「悪魔の飽食」などを挙げたいと思います。

**福田晃悦議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

堂下議員の「戦後80年、戦争について学校教育や生涯学習の場で考える機会を求める」のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるように、戦後80年の節目を迎え、戦争を体験された方が少なくなる中、戦争の記憶を未来に引き継ぎ、平和について考えていくことは大切なことがあります。

町内の学校では、8月の全校登校日に平和に関する学習を行っております。その内容は、戦争や平和に関する絵本の読み聞かせや、戦争体験者による講話等です。児童生徒にとって、戦争体験者から直接話を聞くことは、平和のありがたさを実感できる貴重な機会であると捉えております。

しかしながら、戦後80年を迎え、その語り部たる戦争体験者の方は少なくなっているのが現状です。教員自身が、戦争や平和について理解を深め、児童生徒に伝えていくことはもちろんですが、今後、戦争体験者の講話を動画に記録するなどし、体験者の声を子ども達に伝えていくことも検討していきたいと考えています。

また、例年8月に県や町で開催する「平和のパネル展」等については、学校で周知を図り、平和について考える機会を設けていきたいと考えております。

特に、戦後80年を迎える今年度は、町内の学校において、平和意識を高める取組の一層の推進を図っていきたいと考えております。

一方、生涯学習において、戦争について考える機会といたしましては、志賀図書館において毎年7月中旬から8月下旬にかけて、親子を対象とした夏季企画展「戦争と平和」を開催しています。

議員のご質問にもありますように、今年が戦後80年となることから、夏季企画展「戦争と平和」に、大人も対象とした企画を行い、戦争に関する蔵書の貸し出しや、文化財レスキューで救出されました資料を展示し、戦争について考える場を提供していきたいと考えています。

その際には、志賀町史、富来町史をはじめ、旧志賀町において、昭和60年に発行された、明治以降の戦争で犠牲になられた972名の記録を綴った「将兵の記録」や、昭和61年に発行された、日中戦争から太平洋戦争における記録を綴った「銃後の記録」も書架に配置し、改めて身近な人達の戦争体験に触れていただければと考えております。

最後に、「私のお勧めの本」についてのご質問でございますけれども、議員ご紹介のように、絵本やマンガ、エッセイ、小説など、発達段階や個々の関心によりましてさまざまなものがありますので、対象年齢や趣旨によって選択することが大切であると考えます。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。

現代は、学校現場も相当忙しくて、かつてのように先生方も夏休みは取れない、長期は、そういうことがあったかと思います。

実は僕が帰ってくる前にいた永田ではですね、ある学校、高校の先生なんですが、夏になると必ずどこかの箇所を限定して視察に行くと。その理由がですね、見てきたような嘘はつきたくないんだと。ですから、見てきた、あるいは経験してきたことを、生徒のみなさんに伝えたいということで、その年はたまたま長崎に来て、水俣に寄っていく、そういう先生がいました。

そういう意味では直接、国内に、先ほど町長のにもありましたけども、質問とかありましたが、広島、長崎、あるいは例えば長野県でしたら、阿智村の資料館とか、そういう意味ではたくさんあります。

私も国内に限らず、ヨーロッパ、アジアと、そういう意味ではたくさんありました

けども、一番衝撃だったのはですね、今から25年前ですけども、ベトナムに行つた時に、ホーチミン市で見た、戦争証跡博物館だったという、確かそういう名前の資料館です。その資料館に入りますと、陳列棚にですね、いわゆる枯葉大作戦で犠牲になった人たちのホルマリン漬けを展示してあるんですね。これはもうやっぱり、本当言うとなかなか、こうやって見たかったんですけど、やっぱりそういうわけにいかないだろうと思って見ましたけれども、そういうものを本当に現実的に見るとですね、これやっぱり戦争、なぜこの戦争が起きて、こういう事態を招いたんだということをやっぱり考えさせられました。皆さん、ぜひ行って見てくださいというわけにはいきませんけれども、そういうところもありますので、機会がありましたらぜひ訪問してほしいと思います。

それでは最後に、農業の後継者問題等についてお聞きます。

23年4月に改正農業経営基盤強化促進法が施行され、全国の市町村では今年3月までに「10年後、誰が農地を担うのか」を明確にする計画を策定しています。町でもその報告を作成していると思います。それでは志賀町ではどのような実態なのか、まずお聞きします。

米高騰のニュースは連日報道され、さまざまな意見が飛び交っています。米に関する関心が集まっていることはよいことだと思います。

米不足も重大な問題ですが、その原因まできちんと分析した報道もあり、参考になります。

減反政策の見直しと、農家が元気に生産を継続できる政策を取らないと、4、5年先には米を作る人がいなくなるという意見も出ています。60キロ2万円を切ってから、経営が一段と厳しくなったという、秋田県の八郎潟で大規模農業を営んでいる人の報告を、かつて聞くことありました。

以前に質問したこともあります、今では農家の子弟が農業を継承する時代ではなくってきています。お隣の福井県では、県外から招いた担い手に経営継承した集落営農法人の実例が本になって出版されています。

また、27年、28年度には全国の7つの私立大学で、食や農業に関する学部の新設が予定されています。中には2年次には学部生全員が半年間、地方に赴き、農業の課題を実体験するプログラムを実施するとあります。若い人の農業に対する関心の高まりが学部開設にも反映していると思います。

私も学生時代には大学の付属農場での実習はありましたが、長期間の実習は畜産科の学生の牧場実習が夏休み期間中にあり、ほとんどが北海道の牧場でした。それも夏休み期間中の40日から50日程度だったと思います。

半年間の実習受け入れ可能な営農組合等があれば、大学との双方に積極的に打診してみる価値があると思いますが、どうでしょうか。

とにかく、農業を担う人材を確保する方策を早急に確立しないと、米の増産といつても増産はできません。特に地方の中山間地の多い農村部が多い自治体では、後継者の確保では、同じ悩みを抱えていると思います。全て大規模化での経営は現実的ではありませんので、地域特性を配慮しての集落営農が求められると思います。

地域に人がいてこそ、水路やあぜ道の管理ができ、地域社会が維持できるというものではないでしょうか。農村があってこそその関係人口の受け皿になるかと思います。

昨今の米不足の現状を、町はどう分析しているのかをお聞きします。

そして、今後志賀町の農業の後継者育成と維持発展について、お聞きします。

**福田晃悦議長** 細川農林水産課長。

**細川直樹農林水産課長** はい、議長。

堂下議員の「農業の後継者問題等について」のご質問にお答えいたします。

最初に、農業経営基盤強化促進法等の改正に伴う地域計画の策定についてですが、本町では、従来の人・農地プランに代わる、10年後の農業の担い手や農地の利用を定めた「地域計画」を、本年3月に策定しております。

地域計画は、地域での話し合いが必要なこと、また、農道、用水等の管理を集落が担うことから、主に集落単位で作成しており、計画数は88を数えています。

地域計画の策定にあたっては、生産組合長会議等で策定に向けた事前説明を実施したうえで、町の方で地域計画の原案を策定し、その原案を基に各地域で協議を行い、最終的には町で公告をして策定を完了しております。

次に、昨今のコメ不足の現状についてですが、主食用米については、毎年、国が需給の見通しを基に生産基準数量を示し、その情報に基づいて、全国で作付けが行われております。

米の消費者への販売価格が高止まりしている要因は、国の需給の見通しと実際

の需給状況が合わなかつたことがその一因と考えられます。

国では、消費者に安心していただける価格での米を提供するとともに、持続的な農業生産方式により米を安定的に供給するため米の安定供給等実現関係閣僚会議を開催し、その中で今回の米の価格高騰の要因も分析するとのことであります。

米の生産農家は、食生活の変化や人口減少等による米価の低迷に加え、国際紛争による肥料や燃料費等の価格高騰にも見舞われ、厳しい経営環境が続いております。

米の価格高騰は、こうした米生産農家の生産意欲の向上に寄与する反面、価格高騰による消費者の米離れや外国産米の輸入増加による国産米の需要が減少し、経営への影響が懸念されています。

現在、国では、こうした状況を開拓するため、備蓄米の放出を通じて、米の価格が適正となる措置を講じており、本町としても、米の価格の状況を注視し、米生産農家の経営に影響が及ぶようであれば、国、県に対して必要な対策を要請していきたいと考えております。

次に、農業の実習生の受入れについてのご質問ですが、県、JA、中能登地区的自治体等で組織する中能登地区農業インターンシップ協議会を通じて、本町でも昨年度、農業法人が短期ですが、一般の方の研修生1名の受け入れを行っています。

大学生の実習の中長期的な受入れについては、受入農家のカリキュラムの作成や費用、宿泊など、大学、受入農家ともに負担が大きいことが想定されます。

しかしながら、既に農業の実習生の受入れを支援する協議会がありますので、本町としては、大学生の農業研修についても、大学と受入農家をマッチングする試みをインターンシップ協議会の事業で行えるよう、働きかけを行っていきたいと考えています。

最後に、農業の後継者育成と施設の維持管理についてのご質問ですが、昨今においては、農家の子弟が農業を継承することは少なく、後継者不足に危機感を抱いている集落では農業法人を立ち上げ、意欲的な農家においては経営を法人化し、離農した農家の農地を集積・集約化して効率的な経営に取り組むことで地域農業の維持が図られています。

また、多面的機能直接支払制度や中山間地域等直接支払制度を活用し、活動組

織を立ち上げ、農道、水路、ため池等の農業施設の維持管理や耕作条件の悪い圃場の農業の継続を行っている地域もあります。

今回の震災により、集落を支える人材の減少に高齢化も重なり、地域農業を支える人材の確保はこれまで以上に困難な状況となっていますが、今年、複数の集落の構成員で組織している農事組合法人に若手の新人が加入した事例もあります。

本町では、農業の後継者育成と維持管理については、引き続き、農地の基盤整備など効率的な経営環境整備を促進するとともに、農業法人の育成や新規就農者に対する支援等を行い、今後、地域農業の活力が維持されるよう努めていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。

再質問いたします。

計画数は88とありましたけども、実際、多分、かなりの地区によっては、後継者がいないって地区もかなりあったと思うんですよね。そういう地区をどうしていくのかということも、後からの後継者の問題とかも含めて連なっていく、連携してくるもんですから、やはりどういう形で志賀町として農業をこれから地域産業の中で位置付けて発展させていくかというのは、これはかなり極めて重大な課題であり、また難しい問題でありますので、再質問したとしても、すべて答えられるわけじゃなく、承知した上で質問したりしますので、そこはまたよろしくお願いします。

農業法人化してもですね、それを引き継ぎ、またそのやっていける人が、担う人材が、まず問題になってくる。それはもう5年10年先に後継者がいなくて、日本の米作りがたいへん厳しい状況になってくるのは、これは言われてることですし、また、これは連日のように米の高騰の問題から言われていますよね。そういった意味では地域農業をどうやっていくかといった時に、欧米のように価格補償、あるいはまた所得補償という制度を入れながら、また皆さんが意欲を持って再生産できるシステムを、これは国が第一に考えないと、それをどうしたって町が参考にしながらということになるんでしょうけれども、一番の問題はやはり皆さんに農業について知ってもらい、この苦労と、かつてのような苦労じゃなくて、

これからの方々というのは報われる方です。その上でもないと、やっぱりいくら絵に描いてあるの、と言わてもなかなか厳しいのは多分、政策、農業を担当してれば一番よくわかると思います。

それで、質問となりますけれども、やはり88、そのほかにかなりの地域の皆さん、地域の中で、これは5年、10年先には無理だなという、かなりあったと思うんですよね。その辺を、ちょっと、まずお答えしてほしいと思います。

**福田晃悦議長** 細川農林水産課長。

**細川直樹農林水産課長** はい、議長。

それでは堂下議員の再質問に対する答弁を言います。

おっしゃる通りですね、地域計画は町内で88あります、中には後継者が誰もいないという地域計画もございます。そういう地域計画につきましては、将来的にですね、そういう担い手が現れればまた再度話し合ってですね、どのような形にしているかというような内容、というふうになってございます。

それからなかなか任せられる農業者がいないという現状でございますけれども、今年、水稻ではないんですけども、スイカをつくっている若手農業者がですね、基本的には2名ですかね、人数は3名になるんですけども、そういう方が新たに志賀町で農業を始めるというような事例もございましたので、そのうちの1名はインターンシップではありませんけども、こちらの知り合いがいてですね、その知り合いの農業を手伝っておったりと、それから、今年から自立してやると、そういう中には事例もございますんで、そういうことを少しでも広めていけるように、農業振興に努めたいというふうに思いますので、答えになっているかどうかわかりませんけども、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

以上、堂下議員の再質問に対する答弁とさせていただきたいと思います。

**福田晃悦議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。

もう一点お願ひします。

先ほど、大学の話、連携の話しましたけども、そういう意味で半年間実習にだすっていうのは大学としても思い切ったことやるんだなという気がします。ですからその打診ですから大学に行ってですね、聞いてみるのも一つの方法だと思

うんですよね。それは電話でも、とりあえずは何でもできると思うんですけども、そういった人たちがこれから農業を担う可能性も大いにありますので、双方の意思を確認しないと厳しいと思うんですけども、しかし、やっぱりこういう受け皿でぜひ実習に、能登半島ですから飛行機でくればすぐですよと、そういったこともありますし、またあのいろんな利用の仕方があると思うんですよね。単にその農業のこの一面だけ考えるとあれですけども、全般的にこの能登半島の農業とこれから農業、あるいはまた都会でそういったものを考えるときにどういうことが必要になってくるかということです。本当に下手すると、さきほどいすみ市の話がでましたけども、そういったとこに多分もう、大学も近いですから、今ほどいいました大学は都内の大学ですので、そういった意味ではそっちのほうに流れる可能性があります。ですから全員が全員、そういったことは限らないと思いますので、やっぱり能登半島にもこういった場所があり、またこういう実習もできますよと、こうメニューを双方に、こう、お話しながらこれも一つの方法かなってます。先ほど私が学んだ大学の話しましたけども、そういった意味ではあの牧場はですね、本来は実習ですので、大学は本来お金を払うというのは筋だそうです。例えば看護大学とかそういったとこには実習来てもらう時に受けてもらうっていうことで、やり取りがあるそうですので、そういった意味では、昔ですからお話しますけども、実際は、例えば北海道ですが、遠いから交通費が出たとかそういう話もありましたけども、本来の実習ってのはやはり学びに行くわけですから、こちらからということがあっても、本来はそうでしょうけども、いろんな環境と事情ありますから、いざれにしても打診をしてみるってのは必要かなと思うんですね。頭の中で考えて、これは無理だろうなって意味じゃなくて、こう当たってみて、だめだったらダメでいいと思うんです。そういったところからまた何か開けるものがあるかなと思って、このことはちょっと話題として出したわけです。

前回質問したときはですね、いわゆる北陸農政局の中で、各大学に対して農業の実習どうですかって形のマッチングなんかそういったこと含めて打診をしていましたって話ありましたんで、それはそれでまあ、利用できるものは、学ぶ場として、こう請求できるものがあればやっぱり出して、双方の関係を作ってくる、これはたいへん大事かと思いますので、一言、意欲がありましたら答弁お願ひして終わ

りたいと思います。

**福田晃悦議長** 細川農林水産課長。

**細川直樹農林水産課長** はい、議長。

それでは堂下議員の再質問に対する答弁を、お答えいたします。

あのですね、なかなかですね、打診っていうのはなかなかどこにどう当たればいいかってなかなか難しいという面もございますけれども、石川県に先ほど、最初の答弁に申し上げましたように、インターナンシップ協議会というものがあってですね、そこに、いろんなですね、打診をしたりですね、その農業者とのマッチングというのを実際にやっておったりしますんで、そんなようなところですね、協議しながら、町としてできることがあれば、その辺のところはですね、協力しながら、情報交換しながら、取り組んでいければいいかなというふうには思っていますけれども、現時点ではどんな、どういったものがあるかっていうのはなかなかわかりかねない状況でございますんで、その辺はいい情報ありましたら教えていただければというふうに思います。

以上、堂下議員の再質問に対する答弁とさせていただきたいと思います。

**福田晃悦議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。

以上を持ちまして、終わります。ありがとうございました。

**福田晃悦議長** 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

---

**日程第2 町長提出 承認第1号ないし第13号、議案第34号ないし第38号及び請願第3号  
(委員会付託)**

**福田晃悦議長** 次に、町長提出 承認第1号ないし第13号、議案第34号ないし第38号及び請願第3号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

---

( 休 会 )

**福田晃悦議長** 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明11日から16日までの6日間は、休会したいと思います。  
これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多數あり、異議を唱えるものなし)

**福田晃悦議長** ご異議なしと認めます。

よって、明11日から16日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、6月17日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午後2時20分 散会)